都道府県医師会 医師の働き方改革担当理事 殿

> 日本医師会 常任理事 城守国斗 (公印省略)

厚生労働省「令和6年度働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースについて(ご案内)

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が実施する今年度の働き方改革推進支援助成金については、「業種別課題対応コース(病院等)」を令和6年4月4日付 日医発第87号(医経・健Ⅲ)にて情報提供したところです。

働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、「団体推進コース」について情報提供させていただきます。本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体(以下「事業主団体等」といいます)が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以下「構成事業主」といいます)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するものです《註①》。

交付の要件や詳細については、添付資料をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和6年11月29日(金)ですが、国の予算額に制約されるため、11月29日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです**《註②》**。

なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道 府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会並びに関係の郡市区医師会にて ご了知のうえ、ご活用いただけますと幸いです。

註①:対象の位置付け

- **事業主団体**には一般社団法人(含む、公益社団法人)も該当しますので、都道府県医師会および郡市区医師会が相当します。
- 構成事業主は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護 医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当し ます。

註②:本助成金に関する詳細

◆ 本助成金に関する詳細は、下記、厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は下記サイトよりダウンロードをお願いします。

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)」 掲載箇所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html (添付資料の②~⑤がダウンロードできます)

添付資料

- ① 令和6年度働き方改革推進支援助成金について(抜粋)【厚生労働省 労働基準局労働条件政策課 作成】
- ② 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」団体推薦コースのご案内 【リーフレット】
- ③ 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)よくあるご質問について
- ④ 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)申請マニュアル (2024年度)
- ⑤ 働き方改革推進支援助成金交付要綱(団体推進コース)

以上





令和6年度働き方改革推進支援助成金について (抜粋)

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 働き方改革推進支援助成金の概要(令和6年度予算案71億円(助成金全体))

令和5年度と同様、医療機関の働き方改革への取組を支援します(業種別課題対応コース) 医療機関が取り組みたい内容に応じて、業種別課題対応コース以外のコースの利用も可能です(令和5年度と同様)

Ξ]ース名	<u>成果目標</u>	<u>助成上限額</u>
業種別課題対応 コース (長時間労働等の課 題を抱える業種等を 支援するため、労働 時間の削減等に向け	建設事業	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑤所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、①~⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: 250 万円 ② 25 万円 ③ 25 万円 ④11H以上: 120 万円 ⑤4週4休→4週8休:1日増加ごとに 25 万円
た環境整備に取組む 中小企業事業主に助 成)	自動車運転の業務	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①~④の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円 ② <u>25</u> 万円 ③ <u>25</u> 万円 ④11H以上: <u>170</u> 万円
	医業に従事する 医師	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 (B.C水準が適用される医師は10時間以上) ③医師の働き方改革推進に関する取組を実施 ④新規に年休の計画的付与制度の整備 ⑤新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①~⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円 ②11H以上: <u>170</u> 万円 ③ <u>50</u> 万円 ④ <u>25</u> 万円 ⑤ <u>25</u> 万円
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、①~⑤の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: <u>250</u> 万円 ② <u>25</u> 万円 ③ <u>25</u> 万円 ④11H以上: <u>120</u> 万円
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の 取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に 助成)		いずれかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に年休の計画的付与制度の整備 ③新規に時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、①~③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下: 200 万円 ② 25 万円 ③ 25 万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対 し助成)		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9~11H: 100 万円 ・11H以上: 120 万円
団体推進コース (傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成)		事業主団体が、傘下企業のうち 1/2以上の企業について、その取組又 は取組結果を活用	上限額: 500 万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)上限額: 1,000 万円

2 申請から支給まで(お問い合わせ先)

申請は都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)にて対応しています。ご質問もこちらまでどうぞ。

都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))所在地一覧

労働局		郵便	番	导	所在地	電話番号
01北海道労働局	₹	060	-	8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階	011-788-7874
02青森労働局	=	030	-	8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-6651
03岩手労働局	₹	020	-	8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
04宮城労働局	₹	983	-	8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834 022-299-8844
05秋田労働局	₹	010	-	0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
06山形労働局	7	990	-	8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	₹	960	-	8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-2777
08茨城労働局	₹	310	-	0801	水戸市桜川2-5-7MシティビルⅢ1階	029-246-6371
09栃木労働局	₹	320	-	0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10群馬労働局	₹	371	-	8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11埼玉労働局	₹	330	-	6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	=	260	-	8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860
13東京労働局	₹	102	-	8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6893-1100
14神奈川労働局	₹	231	-	8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15新潟労働局	₹	950	-	8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16富山労働局	₹	930	-	8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2728
17石川労働局	₹	920	-	0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	=	910	-	8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19山梨労働局	=	400	-	8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	Ŧ	380	-	8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21岐阜労働局	₹	500	-	8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	₹	420	-	8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-254-6320
23愛知労働局	₹	460	-	8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24三重労働局	₹	514	-	8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978

J 13	HI \-		•
労働局	郵便番号	所在地	電話番号
25滋賀労働局	〒 520 − 0806	大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26京都労働局	〒 604 − 0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-275-8087
27大阪労働局	〒 540 − 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28兵庫労働局	〒 650 − 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
29奈良労働局	〒 630 − 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒 640 − 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒 680 − 8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1701
32島根労働局	〒 690 − 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒 700 − 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34広島労働局	〒 730 − 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒 753 − 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒 770 − 0851	德島市德島町城内6番地6 德島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒 760 − 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38愛媛労働局	〒 790 − 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	〒 781 − 9548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6041
40福岡労働局	〒 812 − 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4717
41佐賀労働局	〒 840 − 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
42長崎労働局	〒 850 − 0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	〒 860 − 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒 870 − 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒 880 − 0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒 892 − 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47沖縄労働局	〒 900 − 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。【別添②】

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主 (以下「構成事業主」といいます)の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き 上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

事業主 団体など の課題 構成事業主へ「働き方 改革」の取組について 周知したい!

助成金 の活用 労務管理などに関す るセミナーを開催

取組の 結果



- ・36協定の作成の手順 や、労働時間管理の方法などを教示
- ・セミナー後にも相談 窓口を設置し、構成事 業主の取り組みを支援
- ・セミナー資料を会報 誌に掲載して、全ての 構成事業主に周知

構成事業主の職場で の、業務の効率化を 推進したい!

外部専門家による巡回指導や、好事例の 収集・紹介を実施



・外部専門家による巡回指導による巡回では、個々の企業の見直しを図る

・上記で得られた改善 結果や好事例をとりま とめ、その内容を他の 構成事業主に周知した ことにより、同様の例 を横展開 構成事業主も悩んで いる人手不足を解消 したい!



人材確保に向けた取り 組み、外部専門家によ る巡回指導を実施





- ・構成事業主の求人募 集を事業主団体などが とりまとめて募集
- ・併せて外部専門家に よる巡回指導を行って、 募集企業の職場環境を 改善
- ・複数の構成事業主で新たな労働者を確保

中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する **都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (<u>https://www.jgrants-</u>

portal.go.jp/)



(2024.4)

団体推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など (※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある事業主団体
 - ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人)、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体
 - イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動 実績がある共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定 書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用す る労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施すること~

① 市場調査の事業

たす中小企業になります。

- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減 実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会 開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナー(※3)の開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増 進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業
- (※3) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組 を実施してください。

助成対象となる取り組み内容について、 事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた 改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果 を活用すること。

助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象となる取組の実施に要した経費を助成します。 【助成額最大1000万円】

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額(※4)を控除した額
- ③ 上限額(※5)
- (※4) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。
- (※5) 上限額は以下のとおりです。

助成額

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など(傘下企業が10者以上)に該当する場合の上限額は**1,000万円**

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・ 均等部(室)に提出(締切:11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

(事業実施は、今和7年2月14日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月14日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、<u>11月</u> 29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。



令和3年4月作成

働き方改革推進支援助成金(団体推進コース) よくあるご質問について

1 事業主団体の要件等

問1 既存の会員名簿で中小企業事業主の割合を確認するにあたり、会員名 簿に労働者数の記載はあるが資本金等の記載がない場合、各企業の資本 金等の額が確認できる資料を提出する必要はありますか。

(答)

労働者数より中小企業事業主であるか否か判定し、中小企業事業主の占める 割合が構成事業主の2分の1を超える場合には、支給要領第1の1(2)の要件を 満たすこととして差し支えありません。

問2 商工会議所・商工会等の、支給要領第1の1(1)①ア〜エに該当する事業主団体については、署名等により「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主の2分の1を超えていること」を満たすこととする取り扱いとなっていますが、署名等の様式はありますか。

(答)

任意の様式により、「当〇〇商工会議所は、中小企業事業主の占める割合が、 構成事業主全体の2分の1を超える団体であることをここに証明する。」等の記載と署名のある書面の提出で足りるものとしております。

問3 団体推進コースの対象として、一般財団法人は認められていますが、公益財団法人は対象とはなりませんか。

(答)

公益財団(社団)法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する公益認定を受けた一般財団(社団)法人であり、支給要領で規定する事業主団体等の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18年法律第 48 号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人」に該当するため、団体推進コースの助成対象となりえます。

問4 対象事業主の要件である「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主 (共同事業主については、代表事業主を除く事業主)全体の2分の1を超 えていること。」について労働者を雇用していない個人事業主は、中小企 業事業主に含まれるのでしょうか。また、分母の会員数から除外して計算 して差し支えないでしょうか。

(答)

交付要綱第2条にあるとおり、「労働者を雇用する事業主」を構成事業主としていることから、個人事業主は構成事業主に含めず、分母にも含めないこととしております。

2 成果目標等

問5 支給要領第1の3(2)「成果目標の設定」及び交付要綱第3条第3項において、「構成事業主の1/2以上に対して取組又は取組結果を活用すること」となっていますが、これは構成事業主が就業規則や賃金規定の作成・見直しなどの具体的な結果を出す必要がありますか。

(答)

成果目標である「改善事業の取組を、構成事業主の 2 分の 1 以上に対してその取組又は取組結果を活用すること」とは、改善事業の取組内容を事業主団体等の HP、会報誌、メルマガ等を用いて、その内容を周知し、構成事業主が当該取組を確認できる状態にすることでも足りると考えております。

問6 当該団体は、隔月ペースで広報誌を発行しています。

成果目標達成のため広報誌に取組事業の結果を掲載することを予定していますが、このように定期的に発行している広報誌の費用は、取組事業掲載の号については全額助成対象としてよいですか。

または、ページ数の按分等合理的に認められる費用のみを対象とすべきですか。

(答)

改善事業の取組に係るページの費用のみを対象とします。

3 事業内容等

問7 セミナーの参加や専門家派遣の対象は、あくまで団体に加盟する会員 企業に限定されるという理解でよいでしょうか。

(答)

交付の目的が「傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主の労働者の時間 外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向け た取組を実施した事業主団体等に重点的に支給すること」としていることから、 原則は、会員企業に対する改善事業の取組となります。

問8 生産性向上が図れるよう著名な講師 B を東京から招き、経営品質に係る講演を行ってもらいたいと考えております。

A 団体での講演後、講師 B が翌日に C 市内での業務があることから、A 商工会議所から約 100 キロメートル離れた C 市に宿泊する予定ですが、講師 A の宿泊代(後泊分)を団体推進コースにより支給することは可能でしょうか。

(答)

「改善事業以外の用途が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、 按分等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分する。」としているた め、改善事業を実施するために必要な経費と認められない場合は助成対象とは なりません。

- 問9① 交付要綱第3条の改善事業(2)新ビジネスモデル開発・実験の事業について、新製品の開発・研究費についてはこれにあたると考えるが、 共同事業主の代表事業所が自社で開発・研究部門があるのでこれを行った場合の設計やデザインに関する費用(原材料費以外で経費の支出が発生しない)を支払った経費として計上できますか。
 - ② また、共同事業主の構成事業主に受発注することは認められるでしょうか。

(答)

- ① 費用の負担、支払行為が発生しないので経費として認められません。
- ② 共同事業主を構成する事業主への発注は、事業主自らの取組であるため、 支給対象にはなりません。

問10 当コースの支給対象事業として「セミナーの開催等の事業」があり、 「構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた機運の醸成のためのセミナーの開催又は受講等の事業」がこれに該当すると解釈が示されているところですが、構成事業主の労働者に対するエクセル研修は対象となりますか。

(答)

「業務研修」が、交付要綱第2条(交付の目的)の「構成事業主の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組」に該当するならば、助成対象となり得ると考えております。

ただし、エクセル研修の内容が初歩的な内容に止まり、業務改善による生産性 向上に資すると認められない場合には、時間外労働の削減や賃金引上げに向け た取組とは言えないため、助成対象とはならないと考えます。

- 問11① 個々の企業ごとに人材確保のためのHPをそれぞれ作成した場合 は助成対象になりますか。
 - ② 人材確保のための3社共通のページ(HP)を作成し、そこから各社の人材確保のためのページにリンクをはる場合、3社共通のページと各社の人材確保のページはそれぞれ助成対象になるか。
 - ③ 共同事業主で人材確保のためのHPを作成し、そのHPに共同事業主各社の求人情報を掲載するのは対象になるか。

(答)

- ① 団体推進コースはその団体ごと取りまとめて事業することが目的である ため、個々の企業ごとのHP作成費用や採用支援会社との契約等は助成対象 となりません。
- ② 3社共通のページと3社共通のページと一体に個々の企業ごとの求人情報ページを作成することは助成対象となりますが、個々の企業のHPの一部分として採用のページを作成することは各企業が経費負担すべきであり、3社共通ページとリンクをはることにしても助成対象になりません。
- ③ 10社ごとの採用に関することについて取りまとめたページを作成し、代表事業主が共同事業主の人材確保の取組を実施する場合は、助成対象となります。
- 問12 展示会の事業を検討している。傘下の事業場が出展し、試作品及び試作品以外の商品の展示・販売を行うが、その収入については、助成対象から控除する必要がありますか。

(答)

傘下の会員企業の試作品及び試作品以外の商品を、当該会員企業が展示会で 販売するのであれば、その作成経費は助成対象外であり、それらに係る収入の問 題は発生しないと考えております。

問13 協定書を締結した10事業者で共同事業主を構成し、団体推進コース の交付申請を検討する場合、事業主が共同で利用する労働能率の増進に 資する設備・機器の導入・更新の事業を計画する際に、委託費を使用でき るか。

(答)

委託費の使用については、改善事業の遂行に必要な調査等を委託するために 支払われる経費であり、この場合には助成対象になりません。

4 その他

問14 申請マニュアルに「改善事業における発注先(委託先)の選定に当たっては、1件当たり10万円以上を要するものについては、一般の競争に付してください。一般の競争に付することが困難または不適当である場合として随意契約を行う場合、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。」と記載がありますが、10万円未満の費用である場合、1社のみの見積で足りるという解釈でよいですか。

(答)

10万円未満の費用である場合には、1社のみの見積で差し支えありません。

問15 切手代や会議時の茶菓代等は交付申請時に見積書を提出することが 困難であると一般的には考えられるが、どのような書類を提出したら よいですか。

(答)

切手の単価は定額のため、発送数が適切に積算されているかを確認します。

また、会議時の茶菓代等は、コーヒー代やペットボトルのお茶代等が考えられ、会場利用料と併せて見積もりを取ることができる場合もあると考えますが、見積書を提出することが困難な場合には、適切な単価と個数により積算されているかを確認しますので、事業実施計画に適切な記載をいただくようお願いいたします。

問16 事業推進員の見積書を提出することは困難と考えられるため、求人 票または雇用契約書でよいでしょうか。

(答)

必要な経費の算出根拠が分かる資料として、求人票、求人票案、雇用契約書案 等が考えられる。なお、雇用契約は、事業実施期間に実施していただくようお願 いいたします。

問17 セミナーを複数回開催する内容の事業実施計画を交付決定後、セミナーの参加予定人数の変動により、会場の規模を拡大・縮小したい場合、会場費の変更が見込まれる度に変更申請を提出する必要はありますか。

(答)

事業内容に変更を生じるものではない場合や、経費配分の変更が経費使用の 効率化に貢献するものであり、交付目的の達成に支障がないといった場合は、変 更申請を要しない軽微な変更と取り扱いますので、その都度変更申請を提出す る必要はありません。

なお、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、 変更申請が必要となります。

問18 交付決定後に経費の増額が見込まれる場合(流用が可能な場合を除く)は変更申請が必要となりますか。

(答)

増額分を自己負担することを了解している場合は、変更申請は不要ですが、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

問19 改善事業推進員を事業主団体等の所属職員の中から指名し、改善事業の進行管理、経理管理を行わなければならないとされておりますが、 役員報酬のみの支払を受けている役員を指名して良いでしょうか。

(答)

支給要領(団体コース)(別紙) 2⑤雑役務費「臨時的に雇い入れた者(改善事業推進員を含む)の賃金」に該当する必要があり、役員報酬のみの支払を受けている役員は、臨時的に雇い入れた者には該当せず、支給対象とはならないものと考えます。

なお、役員の方が助成対象外経費として、助成金上無償で担当して頂くことは可能です。

【別添④】

働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)

申請マニュアル(2024年度)

厚生労働省労働基準局 労働条件政策課

【本マニュアルの目的】

本マニュアルは、働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)を実施する際の手続や 準備する資料等について、基本的事項を記載しております。

助成金の申請及び改善事業を実施する際には、助成事業の適正かつ効果的な実施のため、交付要綱・支給要領をよく確認いただくとともに、本マニュアルを活用ください。

【留意すべき事項】

- ○助成金の経理処理は、通常の商取引や商慣行とは異なります。
 - ・実費弁済の考え方(事業主団体等が実際に事業に要した経費を支払います。)
 - ・改善事業とその他の事業との区分管理
 - ・時系列での資料整理(いつ実施したのか、日付が確認できるようにしてください。)
- ○本マニュアルは、申請手続及び事業実施等に関する基本的な考え方を示したものであり、状況に応じた適切な考え方に基づいていれば、本マニュアルに必ずしも沿わない処理であっても認めることがあります。
- ○不正受給(偽りその他の不正行為によって助成金を受け、又は受けようとすること)が あった場合、次のように厳しく取り扱われます。
 - ・支給前の場合は助成金が支給されません。
 - ・支給後に発覚した場合は、支給された助成金を返還しなければなりません。
 - ・不正受給が発覚した場合には、原則事業主団体等の公表を行います。このことにあらかじめ同意していただけない場合には、助成金は支給されません。また、不正受給の処分決定日から起算して3年間は、その不正受給に係る事業主に対して助成金は支給されません。
 - ・不正受給した事業主が、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。
 - ○不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

目次

I	働きた	5改革推進支援助成金(団体推進コース)の概要 ・・・・・・・・ ・	• 4
	1	助成金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2	支給対象となる取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	対象となる事業主団体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	4	成果目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	5	助成金の支給額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	6	事業で認められる経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
П	申請書	言類等及び添付書類の提出 ・・・・・・・・・・・・・・	14
	1	手続きフローチャート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2	交付申請書の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	3	交付決定後に事業の内容を変更しようとする場合の手続き ・・・	15
	4	事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5	支給申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	6	消費税仕入控除税額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	7	その他の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	8	補助金申請システムによる申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	9	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	10	問い合わせ、申請書類等の提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
Ш	申請書	書類等の書き方と留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・	21
	交付	け申請書関係(様式第1号) ・・・・・・・・・・・・・・	21
	事業	美実施計画変更申請書関係(様式第4号)・・・・・・・・・・・	31
	事第	(中止・廃止承認申請書(様式第7号) ・・・・・・・・・・・	34
	事第	美完了予定期日変更報告書(様式第8号) ・・・・・・・・・・	35
	事第	美実施状況報告書(様式第9号) ・・・・・・・・・・・・・	36
	支約	合申請書関係(様式 10 号、様式 11 号) ・・・・・・・・・	37
	消費	^賃 税額の確定に伴う報告書(様式第 14 号)・・・・・・・・・・	44
	交付	付申請時の提出書類一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	事第	美実施計画変更申請時の提出書類一覧 ・・・・・・・・・・・	47
	专絲	合申請時の提出書類一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・	48

I 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の概要

1 助成金の目的

「団体推進コース」は、中小企業事業主の団体や、その連合団体(以下「事業主団体等」といいます。)が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(以下「構成事業主」といいます。)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して重点的に助成金を支給するものです。

2 支給対象となる取組

上記の目的を達成するために、以下の取組のうち1つ以上を行ってください。

改善事業	改善事業の取組例
市場調査の事業	構成事業主や業界全体における働き方改革の取組に関する調査、マーケティング調査を行うためのアンケート調査、ヒアリング調査及びその改善に向けた取組など。
新ビジネスモデル開発、実験の事業	販路開拓に向けた試作品の製造・テスト販売など。
材料費、水光熱費、在庫等の費 用の低減実験(労働費用を除 く。)の事業	生産性向上に向けた、1 商品当たりの製造に係る材料費 等の低減実験など。
下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に 向けた取引先等との調整の事業	発注者、荷主、顧客等の取引先等に対し、労働時間等の 設定の改善や賃金引上げに向けた理解と協力を得るための働きかけとして、連絡会議の開催、そのための資料 の作成など。
販路拡大等の実現を図るため の展示会開催及び出展の事業	上記の試作品や、既存の製品の販路拡大に向けた展示会 や商談会の開催の事業など。
好事例の収集、普及啓発の事業	労働時間等の設定の改善や賃金引上げに向けた好事例 を収集、その結果を構成事業主に周知するための好事例 集の作成など。
セミナー(勤務間インターバル に係る事項を含む。)の開催等 の事業	構成事業主における労働時間等の設定の改善や賃金引 上げに向けた気運の醸成のためのセミナーの開催など。
巡回指導、相談窓口の設置等の 事業	労働時間短縮や賃金引上げに向けた外部専門家による 継続的な指導、相談窓口による相談対応の事業など。
構成事業主が共同で利用する 労働能率の増進に資する設備・ 機器の導入・更新の事業	共同で使用するビジネスプロジェクター、福祉車両、 工作機械等の導入やその利用に当たってのマニュアル 策定など。
人材確保に向けた取組の事業	構成事業主における求人募集を事業主団体等が取りま とめて求人情報サイトや新聞等に求人広告の掲載、各種 採用説明会を開催することなど。

3 対象となる事業主団体等

次の(1)~(4)のいずれにも該当する団体となります。

(1) 次の①または②に該当する事業主団体等

なお、①に該当する事業主団体が他の事業主団体等と共同で改善事業を実施する場合は、②に準じる協定書を締結してください。

- ①次のアからウのいずれかに該当する団体であって、構成事業主が3以上で組織され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体(ただし、構成事業主の労働者数が合計で10人未満の団体を除く。)
- ア 法律に規定する団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、一般社団法人及び一般財団法人

- イ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 142 条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの団体
 - (ア) 日本甘蔗糖工業会
 - (イ) 日本分蜜糖工業会
 - (ウ) 沖縄県黒砂糖工業会
- ウ 上記以外の法人格を有する事業主団体であって、次の(ア)から(工)に該当する団体
 - (ア) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する。
 - (イ) 法人格を有する代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されている。
 - (ウ) 過去の事業活動状況、財政能力からみて、構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できる。
 - (工) 定款、会則等において、構成事業主への指導等の規定を有している。
- ②構成事業主が10以上で組織され、1年以上の活動実績がある共同事業主共同する全ての事業主の合意に基づく協定書(※)を締結していることが要件となります。
- ※協定書に盛り込む事項(28頁~29頁参照)

代表事業主名(法人格を有すること)、共同事業主名、改善事業に要する全ての経 費の負担に関する事項、有効期間、協定年月日及び共同事業主を構成する全ての事業 主の記名

- (2) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する事業主団体であること。
 - ①表 1 のいずれかに該当する中小企業事業主の占める割合が、構成事業主 (共同事業主 については、代表事業主を除く事業主)全体の 2 分の 1 を超えていること。
 - ②次のアから工に定める事業主で構成される団体(以下「令和6年度適用開始業種等団体」という。)であり、かつ、表1のいずれかに該当する中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の5分の1を超えていること。

また、全国、都道府県単位の令和 6 年度適用開始業種等団体において、定款等に基づいて支部組織を設置しており、当該支部組織の1組織以上において、表1のいずれかに該当する中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の5分の1を超えている場合は、当該適用開始業種等団体は、本項の要件を満たすものとすること。

- ア 建設業(※1)
- イ 運送業(※2)
- ウ 病院等(※3)

工 砂糖製造業(※4)

- (※1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む事業主を指します。
 - (※2) 労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を 雇用する事業主を指します。
 - (※3)病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)、診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)を営む事業主を指します。
 - (※4) 労働基準法第142条に定める鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する 事業を主たる事業とする事業主を指します。

(表1)

	業種	A. 資本又は 出資額	B. 常時雇用 する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療※、 福祉、複合サービス事業など	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100 人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製 造業、運輸業、金融業など	3 億円以下	300 人以下

[※]医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護保険施設、介護医療院は労働者数が 300人以下の場合に中小企業に該当します。

【参考】日本標準産業分類

第13回改定(平成26年4月1日施行)

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類50 (各種商品卸売業) 中分類51 (繊維・衣服等卸売業) 中分類52 (飲食料品卸売業) 中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54 (機械器具卸売業) 中分類55 (その他の卸売業)
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (織練器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 中分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業) のうち 中分類38 (放送業) 中分類39 (情報サービス業) 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類415 (広告制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (水像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業) 大分類K (不動産業、物品賃貸業) 中分類70 (物品賃貸業) 大分類L (学術研究、費門・技術サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) 中分類75 (宿泊業) 大分類の(数音、学習支援業) 大分類の(数音、学習支援業) 大分類Q (複合サービス業、娯楽業) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類Q (複合サービス事業) 大分類Q (複合サービス事業)
製造業その他	上記以外の全て

- (4) その他、事業主団体等に事業活動状況に問題がない、財政が健全であること、補助金の不正使用等事案がないことが要件となります。
- ※ 助成金の支給について

本コースの申請は、同一年度に1事業主団体1回に限ります。 そのため、

- ・ 同一の事業主が3(1)②の共同事業主を複数構成すること
- ・ 3 (1) ①に該当する事業主団体が、同一年度に他の事業主団体等を複数構成すること
- ・ 3(1)①に該当する事業主団体が、単独で改善事業を実施し、かつ他の事業主団体等と共同で改善事業を実施すること

に該当する場合は、助成金は支給されませんのでご留意ください。

4 成果目標について

2の支給対象となる取組は、成果目標の達成を目指して実施してください。

「成果目標」は「改善事業の取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対して、その取組または取組結果を活用すること」とし、具体的には、実施

する全ての改善事業の取組内容について、好事例集として構成事業主に送付、事業主団体の HP、会報誌等による周知を行うことなどにより、構成事業主が活用できる状態にすることです。

上記取組内容については、事業実施結果報告書(様式第 11 号)により、報告頂くことになります。

5 助成金の支給額について

成果目標の達成に向けて取り組んだ場合に、改善事業の実施に要した費用を支給します。

具体的には、以下の(1)~(3)のうち、いずれか低い額を支給します。

(1)上限額

500万円。ただし、以下の全てに該当する場合は、「都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体等」として、上限額1,000万円となります。

- ① 3(1)①に該当する事業主団体等
- ② 構成事業主が10以上であること
- ③ 構成事業主の所在地が都道府県内の複数の市区町村又は複数の都道府県であること
- ④ 定款、会則等において、都道府県内の複数の市区町村又は複数の都道府県の事業主を構成事業主とすることが明らかであること(複数の事業主団体が協定書の締結により事業を共同で行う場合を含む。)。
- (2)総事業費から収入額を控除した額

試作品のテスト販売、セミナーの受講料の徴収など、改善事業を行うことで、収入が 発生する場合(見込み含む。)は、当該額を算出します。

(3)対象経費の合計額

改善事業の取組ごとの合計額を算出します。

6 事業で認められる経費

助成対象となる経費は、事業費として、次に掲げる経費となります。

(1) 謝金

改善事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として 支払われる経費。

例)講師、パネリスト、コーディネーターなどへの謝金

<注意事項>

□ 支払単価の根拠が事業主団体等の定める規程等により明確であり、その金額が社 会通念上妥当なものである必要があります。

(2) 旅費

改善事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加 するための旅費または改善事業の遂行に必要な指導・助言、講演等を依頼した専門家等

に支払われる旅費。

例) 社会保険労務士などの招聘に要する旅費

<注意事項>

- ・ 助成対象となるものは、原則として、公共交通機関を用いた最も経済的及び合理 的な経路により算出された実費になります。
- ・ 旅費規程等に定める場合であってもグリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加 された料金は助成対象となりません。
- ・ 改善事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分 等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分します。
- ・ 外国旅費、日当、宿泊費は助成対象とはなりません(※1)。

(3) 借損料

改善事業の遂行に直接必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる 経費。

(4) 会議費

改善事業の遂行に必要な会議、セミナー等の開催のために支払われる経費。

例)会場借料、会場装飾費、茶菓代等

<注意事項>

- ・ 改善事業以外の用務が一連の会議日程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按 分等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分します。
- ・ 事業主団体等または構成事業主が保有する施設で会議、セミナー等を実施する場合は、助成対象外となります。

(5) 雑役務費

改善事業の遂行に必要な研修等の受講料、機器・設備類・ソフトウェア等の保守経 費。

改善事業の遂行に必要な業務・事務を担当するために臨時的に雇い入れた者(改善事業推進員を含む。)の賃金、交通費として支払われる経費。

<注意事項>

- ・ 支給申請時に作業日報(43頁参照)、雇用関係書類等の添付が必要となります。
- 助成事業に特化した雇い入れと見なされない場合は助成対象となりません。

(6) 広告宣伝費

改善事業の遂行に必要な広報媒体等を活用するために支払われる経費。

例) ラジオ広報、新聞広報など

<注意事項>

・ 広告宣伝費は、改善事業の実施を目的としたものが助成対象であり、単なる事業主 団体等のPRや営業活動に活用される広告宣伝費は、助成対象となりません。

(7) 印刷製本費

改善事業の遂行に必要な研修資料、パンフレット・ポスター等を作成するために支払 われる経費。

<注意事項>

- ・ 印刷する数量は必要最小限にとどめ、改善事業終了時には使い切ることを原則とします。事業実施予定期間終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。
- ・ 印刷製本費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、 その受払いを明確にする必要があります。

(8) 備品費

改善事業の遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費。

<注意事項>

・ 購入する備品の数量は必要最小限にとどめ、改善事業終了時には使い切ることを原 則とします。事業実施予定期間終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。

(9) 展示会等出展費

改善事業の遂行に必要な試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる経費。

<注意事項>

- ・ 「通訳料・翻訳料」、「保険料」や「運搬費」も助成対象となります。
- ・ 展示会等の出展については、請求書の発行日や出展料等の支払日が事業実施予定期 間外となる場合は助成対象となりません。

(10) 通信運搬費

改善事業の遂行に必要な郵便物、物品の発送経費。

<注意事項>

・ 事業主団体等の通常の事業活動に利用される、電話代、インターネット利用料金等 の通信運搬費は助成対象とはなりません。

(11) 機械装置等購入費

改善事業の遂行に必要な機器・設備類の購入、製作、改良、据付、借用または修繕に 関する経費。

<注意事項>

・ 改良とは、機能を高めまたは耐久性を増すために行うもので、修繕とは、保守に伴って行う原状回復等の行為をいいます。

(12) 委託費

改善事業の遂行に必要な事業を委託するために、広告代理店、コンサルタント会社、ソフト開発会社等に支払われる経費。

<注意事項>

・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である事業主団体等に 成果物等が帰属する必要があります。

<委託費の例>

① マーケティング等調査費改善事業の遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための 経費及び調査員等に対して支払われる経費。

<注意事項>

- ・ 調査の実施に伴う記念品代、謝礼等は助成対象となりません。
- ② ホームページ作成費

改善事業の遂行に必要なホームページによる広報を行うために支払われる経費。

<注意事項>

- ・ ホームページ作成費は、改善事業の実施を目的としたものが助成対象であり単なる 事業主団体等のPRや営業活動に活用されるホームページ作成費は、助成対象となり ません。
- □ 構成事業主ごとの採用に関するホームページを作成し、代表事業主が構成事業主の 人材確保の取組を実施する場合は助成対象となりますが、個々の企業ごとのHPを作 成することや、共通ホームページと個々の企業のホームページの一部についてリンク を張ることなどは助成対象となりません
- ③ ソフトウェア開発費

改善事業の遂行に必要なソフトウェアの開発を行うために支払われる経費。

<注意事項>

- ソフトウェア開発費は、改善事業の実施を目的としたものが助成対象であり、事業 主団体等の通常の事業活動のみに活用されるソフトウェア開発費は、助成対象となり ません。
- (13) 原材料費(試作・開発を目的とするものに限る。) 改善事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費。

<注意事項>

- ・ 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、事業実施予定期間終了時には使い 切ることを原則とします。事業実施予定期間終了時点での未使用残存品は助成対象と なりません。
- ・ 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管(保管が困難な場合には写真撮影による代用も可)しておく必要があります。
- (14) 試作・実験費(試作・開発を目的とするものに限る。) 改善事業の遂行に必要な試作品等の設計(デザインを含む。)・製造・改良・加工・実験・分析及びテスト販売を行うために支払われる経費。

7 助成金全般にわたる留意事項

- (1) 助成金は、時間外労働の削減や賃金引上げに資する取組として、構成事業主の労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的としたものが対象となります。助成金による成果が当該目的に資するものではない場合、助成対象経費として認めない場合があります。
- (2) 改善事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。助成対象経費は改善事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- (3) 改善事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1件あたり10万円以上を要するものについては、一般の競争に付さなければなりません。一般の競争に付するこ

とが困難又は不適当である場合として随意契約を行う場合、原則として 2 社以上から見積をとることが必要となります。

ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、当該企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

- (4) 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には助成対象となりません。
- (5) テスト販売(※) については、以下の要件をすべて満たす場合に助成対象となります。ただし、試作品を販売する場合に限定されます。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を改善事業に係る 経費から差し引いて算出します。

※テスト販売とは改善事業の実施のために開発等を行った試作品を、事業主団体等が、展示会等のブース、事業主団体等が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、第3者への委託などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。

<助成対象の要件>

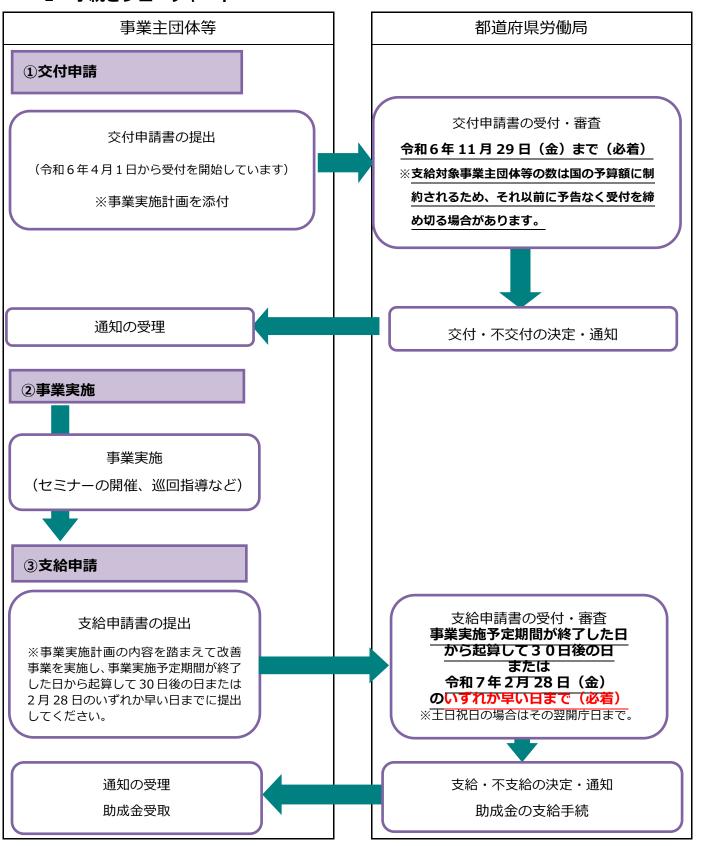
- ・ テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となるもの。
- ・ テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの(試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。)。
- ・ テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別 できるよう、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの。
- ・ 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。
- (6) 改善事業の費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類を添付してください。なお、クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となります。
- (7) リース契約、サービス利用規約、保守契約等、契約期間が交付要綱第8条の期間を 超える契約の場合、当該期間に係る費用に限ります。なお、年額等の場合は月割の金 額とし、当該期間が一月に満たない時は一月とし、一月に満たない端数を生じたとき は切り捨てます。
- (8) 3 (1) ①の事業主団体(※2) において謝金や旅費等に関する規程等がない場合 又は3 (1) ②の共同事業主において改善事業を行う場合は、助成対象経費につい て、以下の支給単価の上限を定めています。
 - ①セミナーの開催等の事業に係る経費は、構成事業主1者当たり合計10万円まで。
 - ②巡回指導、相談窓口の設置等の事業に係る経費は、構成事業主1者当たり合計 10 万円まで。
 - ③人材確保に向けた取組の事業に係る経費は、構成事業主1者当たり合計 10 万円

まで。

- (9)以下の経費は助成対象となりません。
- ① 通常の生産活動のための設備投資の費用
- ② 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ③ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ④ 販売(テスト販売を除く。)を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ⑤ 商品券等の金券
- ⑥ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代等の経費
- ⑦飲食、奢侈、娯楽、接待の費用(会議等における茶菓代を除く。)
- ⑧ 不動産の購入費、自動車等車両(乗車定員10人以下の自動車であって、貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のものをいう。ただし、特種用途自動車等類似の自動車であって、特種な目的に専ら使用するものと認められるものを除く。)の購入費用
- ⑨ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑩ 金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く。)
- ⑪ 公租公課(消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。)
- ② 各種保険料(旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。)
- ③ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ④ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用(特定業務専用のシステム(POSシステム、会計給与システム等)を稼働させるための目的で導入することが明らかである場合は助成対象として認める場合がある。)
- ⑤ 交付決定の日より前に開始した事業に係る費用
- ⑩ 経費の算出が適正でないと労働局長が判断したもの
- ⑪ 上記のほか、社会通念上助成が適当でないと労働局長が判断したもの
 - (※1) 外国旅費、宿泊費については、上記 I 3 (1) イに定める事業主団体を除く。なお当該事業主団体が申請する場合は、宿泊費の上限は1人1泊13,300円を上限とする。
 - (※2) ト記 I 3 (1) イに定める事業主団体を除く。

Ⅱ 申請書類等及び添付書類の提出

1 手続きフローチャート



2 交付申請書の提出

(1) 交付申請書の作成

この助成金を受けるためには、改善事業の取組を実施する前に、管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)への申請が必要になります。

「働き方改革推進支援助成金交付申請書」(様式第1号)(交付申請書)の具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(21~30 頁)を参照してください。

(2)提出書類

交付申請書と併せて提出する書類については、「交付申請時の提出書類一覧」 (45 頁)を参照してください。交付申請チェックリスト(46 頁)も併せて確認して ください。

消費税の取り扱いについては、「6 消費税仕入控除税額について」(18 頁)を 参照してください。

事業実施計画の作成に当たっては、事業を実施するために必要な経費の算出根拠が 分かる使用として見積書を取ってください。

なお、改善事業を実施するために必要な経費の算定に当たっては、1件当たり10万円以上の要するものについては、2社以上から見積もりをとり、より安価な委託先(発注先)を選定してください。

ただし、改善事業の遂行に必要な業務・事務を担当するために臨時的に雇い入れた者(改善事業推進員を含む)の賃金・交通費等、発注(委託)する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができますが、その場合、当該企業等を随意契約の対象とする理由書を交付申請書に添付してください。

(3) 交付申請

申請書類を管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出してください。 交付申請書の受付の締切は令和6年11月29日(金)です(必着)。

また、**支給対象事業主団体等数は国の予算額に制約されています。したがって、同 年 11 月 29 日以前に予告なく受付を締め切る場合がありますので、ご留意願います。**

労働局での審査期間は原則1か月以内です。助成金の交付が適当と認められると、労働局で「働き方改革推進支援助成金交付決定通知書」(様式第2号)を発行します。

3 交付決定後に事業の内容を変更しようとする場合の手続き

(1) 事業実施計画変更申請書の作成

交付決定後、事業の内容を変更しようとする場合は、原則として事業の開始前に事業実施計画変更申請が必要となります。「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」(様式第4号)を提出してください。

なお、助成金の額は国の予算額に制約されるため、変更後の助成金の額が当初の助成金の額を上回る場合、予算額の残額によっては計画の変更を承認できない場合があります。あらかじめ、ご承知おきください。

具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(31~33 頁)を参照してください。

(2)提出書類

「事業実施計画変更申請時の提出書類一覧」(47頁)を参照してください。

- (3) 事業実施計画変更申請が不必要である場合
 - ①軽微な変更である場合

同一の経費(Iの6参照)内で、事業の目的を損なわない程度に、事業内容の変更を行う場合は、変更承認申請は不要となります。

- (例) 広報媒体の部数や種類を変更、機械の機種(同程度)を変更、旅費の減額等 ②実績報告時に経費の配分の 10%未満である場合
 - 下記5の働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書時に、経費の配分の変更が、助成対象経費の区分の相互間において、いずれか低い方の10%未満である場合には、他の経費との流用が可能です。

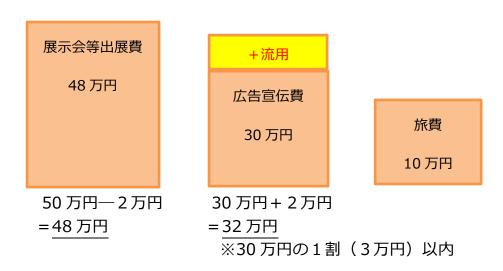
(例)

ア 申請時

展示会等出展費 50 万円 30 万円 10 万円

イ 実績報告時(認められる場合)

- ・ 展示会開催に係る広告を、計画上予定していた内容に加えて追加で実施(プラス2万円)。展示会出展費が当初計画より、安価に実施できたことから、 展示会等出展費と広告宣伝費との経費の流用を実施。
- ・ 展示会等出展費(50万円)と広告宣伝費(30万円)の科目間のうち、低い経費(広告宣伝費)の1割である3万円以内の流用のため、変更申請は不要。



ウ 実績報告時(認められない場合)

- ・ 展示会開催に係る広告を、計画上予定していた内容に加えて追加で実施(プラス2万円)。旅費が当初計画より、安価に実施できたことから、旅費と広告宣伝費との経費の流用を実施。
- ・ 旅費(10万円)と広告宣伝費(30万円)の科目間のうち、低い経費(旅費)の1割を超える1万円以上の流用のため、変更申請が必要。



4 事業の実施

交付決定後、事業実施計画に沿って取組を実施してください。 事業は、事業実施計画に定める事業実施予定期間内に完了させてください。 なお、次の事項に留意ください。

(1)助成金は、構成事業主の時間外労働の削減や賃金引上げに資する取組として、 構成事業主の労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的 としたものが対象となります。

助成金による成果が当該目的に資するものではない場合、助成対象経費として 認めない場合があります。

- (2) 改善事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。
- (3) 改善事業を円滑に実施するため、改善事業の実施に関して中心的な役割を担う 方を事業主団体等の所属職員の中から指名してください。

なお、 I 6 (5) の経費に該当する場合は、助成対象経費に含まれます。

- (4) 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には助成対象 となりません。
- (5) 改善事業の費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類 を添付してください。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払いで、支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となり、支給さ

れませんので、ご注意願います。

(6) リース契約、サービス利用規約、保守契約等、契約期間が交付要綱第8条の期間を超える契約の場合、当該期間に係る費用に限ります。

なお、年額等の場合は月割の金額とし、当該期間が一月に満たない時は一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てとなります。

5 支給申請書の提出

(1)支給申請書の作成

「働き方改革推進支援助成金支給申請書」(様式第 10 号)(支給申請書)及び「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」(様式第 11 号)(実施結果報告書)の具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(37~42 頁)を参照してください。

(2)提出書類

支給申請書と併せて提出する書類については、「支給申請時の提出書類一覧」(48頁)を参照してください。

また、支給申請チェックリスト(49頁)も併せて確認してください。

(3) 支給申請期限

申請書類を、管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出してください。 支給申請書の受付の締切は、事業実施計画書の内容を踏まえて改善事業を実施し、 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日、または令和7年2月28 日(金)の**いずれか早い日まで**です。

なお、この期限までに不備のない支給申請書、実施結果報告書及び添付書類が提出されない場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「補助金適正化法」という。)第17条第1項に基づき、交付決定が取り消されることがありますので、期日までに提出するようにしてください。

6 消費税仕入控除税額について

(1) 助成対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の助成金申請額の算定段階において、消費税額は助成対象経費から除外 して助成金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる事業主団体等については、改善事業の遂行に支障をきたすお それがあるため、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとしま す。

- ① 免税事業者である事業主団体等(様式第1号続紙4(2)①)
- ② 消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)事業主団体等(様式第1号続紙4(2)②)
- ③ 消費税法別表第3に掲げる法人の事業主団体等(様式第1号続紙4(2)3)
- ④ 自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業主団体等(様式第1号続紙4(2)④)

(2) 消費税額を含めて交付決定がなされた場合

交付決定で消費税額を含めて交付決定がなされた後、支給申請時に消費税仕入控 除税額が明らかな場合には、消費税額を減額して報告頂くようお願いいたします。

(3) 消費税什入控除税額の確定に伴う助成金の返還(交付要綱第15条関係)

消費税額を含めて助成金を受給した事業主団体等においては、消費税額の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む。)は、「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」(様式第14号)を速やかに提出してください。

具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」 (44 頁) を参照してください。

7 その他の手続き

(1)交付決定後に事業を中止または廃止しようとする場合(交付要綱第 10 条関係) 交付決定後に事業を中止または廃止しようとする場合は、「働き方改革推進支援助 成金事業中止・廃止承認申請書」(様式第 7 号)を提出してください。

なお、事業の「中止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を再開することを前提に中断すること、「廃止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を中断し、 今後はその事業を行わないことを示すものとなります。

また、一旦事業を「中止」し、再開する場合は、事業実施計画変更申請書を提出 し、事業実施予定期間などの変更について、都道府県労働局長の承認を受ける必要が あります。

事業を廃止した場合は、途中まで事業を行った場合でも助成金の支給の対象とはなりません。

具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(34頁)を参照してください。

(2) 事業遅延の届出(交付要綱第11条関係)

事業が事業実施予定期間内に完了しない見込みとなった場合、あらかじめ「働き方 改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書」(様式第8号)を提出してくださ い。

なお、**この届出がなく事業が事業実施予定期間内に完了しなかった場合、補助金適 正化法第 17 条第 1 項に基づき交付決定が取り消されることがあります。** また、事業 実施予定期間が令和 6 年 2 月 14 日(金)を超える変更は認められません。

具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(35頁)を参照してください。

(3) 実施状況の報告(交付要綱第12条関係)

改善事業主は、労働局長から報告を求められた場合には、「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」(様式第9号)を提出しなければなりません。

具体的な作成のポイントについては、「Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点」(36頁)を参照してください。

8 補助金申請システムによる申請について

本助成金は、以下の電子申請システムにより申請することが可能です。詳しくは以下のサイトをご確認ください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/

9 その他

(1) アンケートについて

助成金を受給した事業主団体等に対して、アンケートをお願いしていますので、ご協力をお願いします。

(2) 定着・継続状況の確認について

助成金を受給した事業主団体等に対して、労働局に配置している働き方・休み方改善コンサルタントにより、実施した事業の内容の定着・継続状況の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

(3) 改善事業の受注者について

自己取引(類似の取引も含む)による不正の発生を防止する観点から、「事業主団体等及び申請代理人(これらの者の関連企業(一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る)を含む)」を事業の受注者とした場合は、不支給となりますのでご注意願います。

(4) 交付決定の取消(交付要綱第16条関係)

法令や交付要綱などに違反するなどした場合、労働局長は交付決定の全部もしくは 一部を取消し、または変更することがあります。

この取消し、または変更が行われた場合、助成金を返還していただく場合があります。

返還に当たっては加算金が付加されるとともに、納付期限までに納付しない場合は 延滞金が生じますので、ご承知おきください。

10 問い合わせ、申請書類等の提出先

働き方改革推進支援助成金に関するお問い合わせ、申請書類等の提出は、最寄りの都 道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお願いします。

申請書類等は、持参または郵送により提出してください

Ⅲ 申請書類等の書き方と留意点

様式第1号

労働局への提出日を記入してください (郵送の場合は発送の日)

令和6年4月21日

働き方改革推進支援助成金交付申請書

東京労働局長殿

働き方改革推進支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-xxxx-xxx

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

社会保険労務士等が、提出代行等を 行う場合は、必ず名称表示等を行ってください。

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険 住所 〒

労務士 電話番号

(提出代行者・事務代理者 (法人名)

の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

1 申請事業主団体等について

該当する項目を選択してください。

力 協業組合

(1)分類

※①~③を選択してください。

また、①又は②を 選択した場合は、

ア〜チも選択して ください。

上記に加え、適用 猶予業種等団体に 該当する場合は、 ツも選択してくだ さい。 ① 事業主団体(都道府県単位又は複数の都道府県単位)

② 事業主団体(上記①以外)

ァ 事業協同組合 イ 事業協同小組合 ウ 信用協同組合

工 協同組合連合会オ 企業組合キ 商工組合ク 商工組合連合会

ケ 都道府県中小企業団体中央会 コ 全国中小企業団体中央会

サ 商店街振興組合 シ 商店街振興組合連合会

(商工会議所 セ 商工会 ソ 生活衛生共同組合等

ターの一般社団法人又は一般財団法人

チ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体

ツーその他事業主団体 テー適用猶予業種等団体

③ 共同事業主

(2)事業主団体等の

活動内容の概要

(例)

· 会員企業育成支援、経営基盤強化、経営支援企業

・別添協定書に基づく、共同事業主に対する指導

事業主団体等の主たる労働保 上記 I 1 (3) ②の全国、都道府県単位の適用 個人事業主、民法上の 険番号を記入してください。 猶予業種等団体に該当する場合、 組合等の場合は記載不 ①に当該団体の全ての構成事業主を記載した後 要。 様式第1号続紙1 に()で当該支部組織の構成事業主数を記載し ②は当該支部組織の構成事業主の数を記載して ください。 (3)事業主団体等の主たる外 b o (4)事業主団体等の主たる法人番号(※) 0123450769012 (5)構成事業主 ①事業主団体等の全ての構成事業主 200 事業主(別添のとおり) ② 上記①のうち、次表のア又はイのいずれかに該当する中小企業事業主の数 業種ごとの中小 をそれぞれ記入してください。 企業の定義に該 当する事業主数 要件 ア:資本金又は イ:常時使用す 事業主数 を記入してくだ 業種 出資額の総額 る労働者の数 ①下記以外の産業 300 人以下 3億円以下 80 ②卸売業 1億円以下 100 人以下 20 ③サービス業 5千万円以下 100 人以下 50 5千万円以下 50 人以下 ④小売業 50 (6) 振込を希望する金融機関について ●●●銀行 支 店 名 金融機関名 ▲▲支店 口座の種類 (普通)・ 当座 口座番号 00000 イッパンシャダンホウジントウキョウト〇〇ジギョウレンゴウカイ 口座名義 (カタカナ) 振込を希望する銀行名等を記入し てください。 (※) 個人事業主、民法上の組合等の場合は記載不要。 口座名義はカタカナとなります。 2 事業の内容及び目的について (1) 支給対象の事業(1つ以上選択) ① 市場調査の事業 ② 新ビジネスモデル開発・実験の事業 ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業 ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業 ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業 改善事業を行う項目を選択してく 好事例の収集、普及啓発の事業 **(6)** ださい。 セミナーの開催等の事業 巡回指導、相談窓口の設置等の事業 (8) (9) 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業 (10) 人材確保に向けた取組の事業 働き方改革推進支援助成金事業実 施計画様式第1号別添(10)の 3 国庫補助所要額について 国庫補助所要額を記載ください 国庫補助所要額 4,404,000 円

4 消費税の適用に関する事項(該当するもの一つに〇)

(1) ① 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定
② 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定
(2) (1) で②を選択した理由
① 免税事業者である
③ 消費税法別表第3に掲げる法人である
② 簡易課税事業者である
④ ①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額
つ報告及び返還を選択する

該当する項目を選択してください。

5 その他

(1)労働保険料を滞納していないか	滞納していない ・ 滞納している
(2)過去3年間に助成金の不正受給を行っていないか	行っていない ・ 行った
(3)暴力団関係事業主に該当しないか	該当しない・ 該当する
(4)倒産していないか。	倒産していない、倒産している
(5)不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、労働局長	はい ・ いいえ
が事業主団体名等を公表することに同意する。	
(6)全ての業種の方がご回答ください。)	
全ての傘下企業が、建設業に対しての発注者・施主、運	
送業に対しての荷主、また当該企業の労働者が医師に対	
しての患者となりうることから、各業種等の取引改善等	
びかけを行うか。	
【建設業】発注者・施主となった場合、週休2日工事の推	
進のため、著しく短い工期による契約締結を行わないこ	
と。	行う ・ 行わない
【自動車】荷主となった場合、運送契約の締結等に際して、	
提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サー	
チャージ等を含む。)等について記載した書面による交	
付すること。	
【医師】病院・診療所の診療時間内に診療ができるように、	
労働者の休暇取得に配慮すること。また傘下企業は、労	
働者に対し、病院・診療所の診療時間内に受診するよう	
に呼びかけを行うこと。	

(添付書類)

- 1 働き方改革推進支援助成金事業実施計画
- 2 その他関係資料

詳細は、支給要領第2の5をご確認ください。

働き方改革推進支援助成金事業実施計画

1 支給対象の事業 改善事業を行う期間を設定してく ださい。 交付決定の日 から (1)事業実施予定期間 1月31日 審査期間を考慮して余裕をもった 設定をお願いします。 事業主以上 (2)成果目標 100 (参考) 事業主団体等の2分の1 成果目標に該当する事業主数を記 200 事業主団体×1/2= 100 事業主 載します。 (3)改善事業推進員職氏名 鈴木 一郎 (4)事業実施の必要性・目的 事業概要・目的等を記載ください。 ① 市場調査の事業 働き方改革関連法の施行に向けて、構成事業主における労働時間や賃金水準についての現状及び問題 点を適切に把握し、効果的な支援を行うため、調査票を全構成事業主に送付し、実態調査を実施する。 実態調査を分析し、構成事業主の労務管理等の向上に向けたマニュアルを作成した上で、②のセミナ 一で周知、説明等を行い、構成事業主の労働条件の環境整備を図る。 ② セミナーの開催 働き方改革の取組に向けて会員企業の労働法制の理解促進に向けて、働き方改革関連法に関するセミ ナーを3回開催する。 セミナー資料については、会報誌に記事を掲載する等により広く周知を行うことで、多くの会員企 業の労働条件の改善を支援する。 ③ 巡回指導、相談窓口の設置の事業 構成事業主に対し、労務管理上の諸問題への支援を行うため、社会保険労務士に依頼の上、巡回指 導、相談窓口を設置し、構成事業主の労務環境の整備を行う。 4) 人材確保に向けた取組の事業 構成事業主の労働時間短縮及び人手不足解消に向けた人材を確保するため、△△求人誌への掲載を行 う。また、11 月に当会で主催の採用説明会を開催する。労産 様式第1号4(1)で①を選択した場合は税 れた事例については、好事例としてとりまとめ、HP 等で紹 抜、②を選択した場合は税込を選択くださ 61 (5)所要額の積算根拠等 事業内容の詳細、予定時 期、経費の内訳を記入して 事業の内容 所要額の内訳【税抜 税込 ください。 ① 市場調査の事業 ア 調査項目の検討 7月 ・印刷製本費 @200×200部=40,000 • 通信運搬費 @140×200 社×往復=56,000 改善事業推進員が中心となっ ・印刷製本費 @300×200部=60,000 て、調査票を作成する。 7月~9月 · 雑役務費(改善事業推進員) イ 実態調査 @12,100×30 日 = 363,000 構成事業主 200 社に対して、 調査票送付による調査を実施。 (調査項目の検討10日、実態調査・分析20日) 回収後分析を行い、マニュアル 小計 519,000

作成を行う。 ② セミナーの開催(3回) 9月 ア 開催案内の送付 ・通信運搬費 @140×200 社×3 回=84,000 【200社、各3回】 ・会議費(会場借料)@150,000×3回=450,000 開催案内を全会員に送付。 会議費 @150×300 名×3 回=135,000 10月~12月 イ セミナーの開催 ・印刷製本費 @100×300部×3回=90,000 働き方改革の各テーマ(労働 毎月1回開催 ・講師謝金 @20,000×3回=60,000 時間、同一労働同一賃金、生産性 ・講師旅費 @1,500×3回=4,500 向上に向けた取組)に関するセ ・通信運搬費 @2,000×5箱×3回=30,000 ミナーを3回開催する。【各300 · 雑役務費(改善事業推進員) 名】 11月~1月 $@12.100 \times 18 \ \Box = 217.800$ 3 回 ウ 会報誌への掲載 (開催準備15日、会議の進行3日) $@1,000 \times 3 = 3,000$ 会報誌に掲載を行う。 ・出席旅費 ·印刷製本費(会報誌(該当頁)) @100×200部×3回=60,000 小計 1,134,300 P8~P13の経費区分に基づき、所要額の記載 を行ってください。 ③ 巡回指導、相談窓口の設 9月~12月 謝金 @20,000×50 社=1,000,000 置の事業 ・旅費 @5,000×50 社=250,000 ア巡回指導 · 雑役務費(改善事業推進員) 巡回指導を希望する事業主(50 $@12,100\times16\ \boxminus=193,600$ 社) に対して、社会保険労務士の (申込み調整16日) 外部専門家が個別訪問による支 援を行う。(②の開催案内に併せ 9月~1月 ・専門家謝金 $@20.000 \times 5 \square = 100.000$ て案内) ・専門家旅費 $@1,500 \times 5 \square = 7,500$ イ 相談会形式個別指導 小計 1,551,100 当会の会議室の一画に相談ブー スを設けて、毎月、第2木曜日に 相談会を実施する。 ④ 人材確保に向けた取組の 8月 ・会議費(会場借料) @50,000×1回=50,000 事業 ・会議費 @200×30 社=6,000 ア 説明会の実施(20社) · 雜役務費(改善事業推進員) 本事業のスケジュール等の説 $@12,100 \times 4 \boxminus = 48,400$ 明を行うとともに、人材確保に (準備、当日対応4日) 向けた労務環境の整備ポイント を改善事業推進員から助言。個 別支援が必要な場合は③の巡回

	1			
指導を勧奨。	10月~11月	・委託費 @225,000	×2回=450,000	
イ 求人サイトとの調整・掲載				
労務環境の整備状況を確認				
し、一定水準を満たした企業か				
ら求人を掲載する。(2回実施) 11月		・会議費(会場借料) @125,000		
ウ 採用説明会の開催		・会議費 @100,	000	
採用説明会を実施。実施に当		·広告宣伝費 @300,	000	
たって、HPで周知するほか、ラ		・雑役務費(改善事業推進員)		
ジオ CM を実施。	1月	@12,1	00×10 ⊟=121,000	
エ 改善事例のとりまとめ			(調整 10 日)	
労務管理の整備を行ったこと				
で人材が確保された事例をとり	(-)		小計 1,200,400	
まとめ、HP に好事例として発信		・上した所要額の経費区ごとに てください。		
する。				
(6)経費区分				
謝金 1,160,000円		備品費	0円	
旅費	265,000円	展示会出展費		
借損料	0円	通信運搬費	170,000円	
会議費	866,000円	機械装置等購入費	0円	
雑役務費	943,800円	委託費	450,000円	
広告宣伝費	300,000円	原材料費	0円	
印刷製本費	250,000円	試作・実験費	0円	
(7)所要額の合計	(6)の合計	 物を記載してください。	4,404,800円	
(8) 総事業費から収入額を控除	した額		— 円	
(内訳)	ファイ目ごとを持ち出こ	1 = 1 ス 担 合 (+) 内		
総事業費		込まれる場合は、内 算出過程が分かる 算出過程が分かる (30.百条昭)	— 円	
収入(見込)額	44.C/W/J O C / /で(— 円	
(9) 上限額 (どちらか選択)		5,000,00	0円 / 10,000,000円	
(10)国庫補助所要額				
〔(7)から(9)のいずれか低い方の額が上限〕			4,404,000 円	
※1,000 円未満切捨				

1,000 円未満は切り捨てとなります。

構成事業主一覧

上記 I 1 (3) ②の全国、都道府県 単位の適用猶予業種等団体に該当す る場合、当該支部組織の構成事業主 について記載してください。

_	1				
	事業場名	所在地	①常時使用する労働者の数	③業種(日本標準産業分	
	尹未物石	7)11I-U	②資本金の額又は出資の総額	類の中分類を記入)	
1	株式会社●●	₹△△△-×O×O	4 4人	中分類:31	
		神奈川県横浜市〇〇	1億円	輸送用機械器具製造業	
2	株式会社△△	₹0×5-9○4○	12人	中分類:31	
		東京都港区〇〇	2,000万円	輸送用機械器具製造業	
3	株式会社アア	∓××O-□□□□	8人	中分類:31	
		埼玉県上尾市〇〇	500万円	輸送用機械器具製造業	
4	株式会社イイ	〒 ○××-□□□□	5名	中分類:31	
		千葉県千葉市〇〇	200万円	輸送用機械器具製造業	
5	株式会社ウウ	〒 △○□─▽▽▽▽	3 4名	中分類:31	
		千葉県舞浜市〇〇	8,000万円	輸送用機械器具製造業	
6	株式会社工工	〒000-∇△△▽	2 8名	中分類:31	
		東京都北区〇〇	6,000万円	輸送用機械器具製造業	
7		Ŧ			
			7百岁	を参考に中分類などを記入し	
8		〒		ごうちに十万級などで記入してさい。	
9		₹			
10		Ŧ			
11		Ŧ			

支給要領第1の(2)の「中小企業事業主占める割合が、構成事業主全体の2分の1(適用猶予業種団体については5分の1)を超えていること」を確認する資料となります。

なお、当該要件を確認できる場合には、様式第1号別添別紙以外の既存の会員名簿等を添付してい ただいて構いません。

また、中小企業事業主の分類を確認するに当たり、相当程度の時間を要する場合において、支給要領第1の1(1)①アから才に該当する事業主団体については、それぞれの根拠法上における目的等に鑑み、申請手続の簡素化の観点から、「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える」旨を署名すること等により、要件を満たすこととして取扱います。

【参考:共同事業主協定書の例】

共同事業主協定書 (例)

(目的)

第1条 本協定書は、働き方改革推進支援助成金交付要綱(団体推進コース)の交付目的である、共同事業主間の労働時間等の設定の改善の推進や賃金引上げに向けて、共同で取組を行うことを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第2条 本共同事業主の構成員は、次のとおりとする。

市 愛知県 町 番地 ○○株式会社 代表者×× 愛知県 市 町 番地 ○○株式会社 代表者 ×× 町 愛知県 市 番地 ○○株式会社 代表者 ×× 愛知県 町 市 番地 ○○株式会社 代表者 ×× 愛知県 市 町 番地

(代表者の名称)

第3条 本共同事業主のうち、○○株式会社を代表事業主とする。

○○株式会社 代表者 ××

(実施事項)

- 第4条 代表事業主は第1条の目的の達成に向けて、本助成金を活用して、以下の取組を行うこととする。
 - (1) 働き方改革に関する各種施策を情報提供するセミナーの開催
 - (2)相談窓口の設置
 - (3) 共同事業主に対する巡回指導の実施

(代表者の権限、事務)

- 第5条 第3条の代表事業主は、前条の実施に関し、全共同事業主を代表して、〇〇労働局への助成金の申請、必要な調査または報告への協力、共同事業主へ改善事業の取組に向けた指示を行う権限並びに本協定書に基づく財産を管理する権限を有するものとする。
- 2 本助成金の改善事業の実施に当たっては、共同事業主は代表事業主〇〇の指示に従うものとする。

(費用の負担)

第6条 本助成金の改善事業の実施に必要な一切の費用は代表事業主〇〇の負担とする。

(契約時期)

第7条 当協定書の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

(定めのない事項)

第8条 本契約に定のない事項については、共同事業主協議の上誠意をもって処理するものとする。

共同事業主 10 者は、上記のとおり共同事業主協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 10 通を作成し、各通に構成員が記名のうえ、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

変知県	巾	⊞Ј	番地
	○○株式会社	代表者×	(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者×	(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者×	(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社		(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社		(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者×	(×
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者	××
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者	××
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者	××
愛知県	市	町	番地
	○○株式会社	代表者	××

総事業費及び収入額の経費明細表(例)

実施	経費区分	奴弗叉宁宛		
事項	FW=##	経費予定額		
1. 総事業	「総事業費」とは、助成対象 外の経費も含みます。			
品評会	謝金			
	通信運搬費	@600×50 品=30,000		
	備品費	@30,000(%1)		
	会議費	@6,000(※1)		
	職員旅費	@2,000×5名=10,000		
	印刷製本費	@100×100=10,000(%1)		
	改善事業推進員(雑役務費)	@15,000×5⊟=75,000		
	PC 購入費(助成対象外)	@200,000×1台=200,000(※1)		
		※1 消費税 43,680		
		小計① 704,680		
展示会	展示会出展費 借損料(会場運営、音響設備) 試作・実験費(10社) 通信運搬費 印刷製本費(ポスター、看板) 備品費 委託費(アテンダント) 改善事業推進員 旅費 飲食費(助成対象外)	(300,000×2日=600,000(※2) (@100,000×2日=200,000(※2) (@100,000×10社=1,000,000(※2) (@20,000 (@70,000(※2) (@100×500部=50,000(※2) (@10,000×2名×2日=40,000(※2) (@15,000×2日=30,000 (@2,000×5名×2日=20,000 (@20,000(※2) ※2 消費税 158,400 小計②2,208,400		
	総事業費計	2,913,080		
2. 収入額	Į			
展示会	テスト販売	@300×1,000 商品=300,000		
	収入額計	300,000		
3. 収支額	Į	2,613,080		

令和6年10月16日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-××××-×××

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

ください。

代表者職・氏名

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険 住所 〒 労務士 電話番号 (提出代行者・事務代理者 (法人名) の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業 主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代 行者又は同則第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者 の氏名等を記載してください。

記

1 事業実施計画変更の事由

計画では、セミナーの開催を3回としていたが、1回目を終了した時点で、賃金引上げに向けたビジネスモデル開発や販路開拓に向けたセミナーの実施について要望が多く寄せられたため、追加で1回開催する。

2 変更後の事業の内容及び目的について(変更がある場合のみ記載)

(1)支給対象の事業(1つ以上選択)

- アー市場調査の事業
- イ 新ビジネスモデル開発・実験の事業
- ウ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
- エ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
- オ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- カ 好事例の収集、普及啓発の事業
- キ セミナーの (勤務間インターバルに係る事項を含む。) 開催等の事業
- ク 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ケ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- コ 人材確保に向けた取組の事業

3 変更後の国庫補助所要額について

変更後の国庫補助所要額

働き方改革推進支援助成金事業 実施計画(変更)の1(10)の 国庫補助所要額を記載ください

4,758,000円

働き方改革推進支援助成金事業実施計画(変更)

1 支給対象の事業(変更する項目のみ記載)

(1)事業実施予定期間	実施予定期間 5月19日から2月16日				
(2)成果目標			事業主以上		
		(参考)事業主団体等	(参考) 事業主団体等の2分の1		
		事業主団体×1/	2 = 事業主		
(3)改善事業推進員職氏名			, ,		
(4)事業実施の必要性・目的					
(5)所要額の積算根拠等		恒のみ記載してください。 なる箇所に下線部を引いて	ください。		
事業の内容	実施予定時期	所要額の内	の内訳【 税抜 ・ 税込 】		
② セミナーの開催 (4回)	9月	・通信運搬費 @140×	×200 社× <u>4 回</u> = <u>112,000</u>		
ア 開催案内の送付		・会議費(会場借料)(@150,000× <u>4 </u>		
【200社、各4回】		・会議費 @150%	×300名× <u>4回</u> = <u>180,000</u>		
開催案内を前回委員に送付	0	・印刷製本費 @100×	300 部× <u>4 回</u> = <u>120,000</u>		
イ セミナーの開催	10月~1月	・講師謝金 @20,00	$00\times\underline{4} = 80,000$		
働き方改革の各テーマ(労	領働 毎月1回開催	・講師旅費 @1,500× <u>4 回</u> = <u>6,000</u>			
時間、同一労働同一賃金、生産	 	・通信運搬費 @2,000×5箱× <u>4回</u> = <u>40,000</u>			
向上に向けた取組)に関する		・雑役務費(改善事業推進員)			
ミナーを <u>4回</u> 開催する。【各3 1			00× <u>22日</u> = <u>266,200</u>		
名	11月~2月		準備18日、会議の進行4日)		
ウー会報誌への掲載	40		0× <u>4 回</u> = <u>4,000</u>		
会報誌に掲載を行う。		・印刷製本費(会報誌	(該ヨ貝)) ×200 部×4 回=80,000		
		@100	×200 部× <u>4 回 = 80,000</u> 小計 1,488,200		
		交付済額 1 134 300-	+353,900=1,488,200		
		2(13/11)2(1/13/1/300	1,100,200		
(6)経費区分		<u> </u>			
謝金	1,180,000円		0円		
旅費	267,500円	展示会出展費	0円		
借損料	円	通信運搬費	208,000円		
会議費	1,061,000円	機械装置等購入費			
雑役務費	992,200円	委託費	450,000円		
広告宣伝費	300,000円	原材料費 0円			
印刷製本費	300,000円	試作・実験費	0円		

(7)所要額の合計	4,758,700円
(8) 総事業費から収入額を控除した額	— 円
(内訳)	
総事業費	— 円
収入(見込)額	円
(9) 上限額 (どちらか選択)	5,000,000円 / 10,000,000円
(10)国庫補助所要額	
〔(7)から(9)のいずれか低い方の額が上限〕	<u>4,758,000</u> 円
※1,000 円未満切捨	

令和6年11月15日

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-xxxx-xxxx

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士

電話番号

(提出代行者・事務代理者

(中止・廃止) したいので、下記のとおり申請する。

(法人名)

代表者職・氏名

助成金事業そのものを取りやめる場合は「廃止」、事業実施計画の見直し等のため一旦実施を取りやめる場合は「中止」と記入してください。

なお、中止では事業そのものは廃止されず、再開する場合は、変更申請書(様式4号)を提出し、都道府県労働局長の承認を受けてください。

里人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団 が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同

の場合 交付決定通知書(様式2号)に記載された 発出日を記載してください。(計画変更した

場合は、変更承認通知書(様式5号))

申請者の氏名等を記載し

令和6年5月19日付けをもって交付の決定を受けた働き方改革推進支援助成金の助成対象事業について、

交付決定通知書(様式2号)に通知された助成金の額を記入してください。(計画変更した場合は、変更承認通知書(様式5号))

1 補助金の実績

「交付決定額―助成金充当額」の 差額を記入してください。

交付決定額	助成金充当額	不用額
4,404,000 F	0円	4,404,000円

2 交付対象事業の中止又は廃止日

実際に支給された助成金の額を記入してください。

令和6年11月13日

中止又は廃止を決めた日付を記入してください。

3 事業を中止又は廃止する理由

改善事業の実施について、構成事業主の協力が得られず、事業を継続することが困難となったため。

理由を簡潔に記入ください。

働き方改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書

東京 労 働 局 長 殿

住所 〒000-0000 事業主団体等又は代理人

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-xxxx-xxx

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士 電話番号

(法人名) (提出代行者・事務代理者

代表者職・氏名 の表示)

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団 体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同 則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載し てください。

働き方改革推進支援助成金に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記 1 事業完了予定期日 変更期日を具体的に記入ください。 変更前 令和7年 1月31日 変更後 令和7年 2月16日 交付決定通知書(様式2号)に通知された助 成金の額を記入してください。(計画変更し た場合は、変更承認通知書(様式5号))

2 経費所要額

交付決定額	令和6年度	令和7年度への	不用額
(交付決定年月日)	受入済額	要繰越額	171342
4,758,000円	. =		. F
(令和6年8月21日)	0円	0円	0円

3 予定の期間内に完了しない(助成事業の遂行が困難になった)理由

好事例集を取りまとめていた改善事業推進員がインフルエンザに罹患し、進捗に遅れが生じたため。

理由を簡潔に記入ください。

令和6年11月20日

働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-xxxx-xxxx

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士 電話番号

(提出代行者・事務代理者 (法人名)

の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

交付要綱第12条により、働き方改革推進支援助成金の改善対象事業の実施状況について、報告します。

記

事業の実施状況について

事業の実施状況及び、今後の事業実施の予定について報告ください。

働き方改革に関するセミナーは、1000、11月20日の計2回美施。今後は、12月4日、12月25日に実施予定。

外部専門家による巡回指導は、50回中36回実施。日程が合わず10社と調整中であるが、2社については、11月24日、30日に実施予定。

巡回指導後、1月10日までに報告書を取りまとめ、周知を実施予定。

様式第 10 号

事業実施予定期間終了日から30日後の日、又は2月28日(金)のいずれか早い日付になります。

令和6年 2月27日

働き方改革推進支援助成金支給申請書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-××××-×××

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

会長 厚生 太郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士 電話番号

(提出代行者・事務代理者 (法人名)

の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業実施結果報告書(様式第 11 号)の(10)国 庫補助所要額となります。

1 助成金申請額(詳細は、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書参照)

4,627,000 円

2 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	凝納していない ・ 滞納している		
(2) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていないか詳細は、支給要領第2の5をご確認ください。	行っていない 行った		
(3)暴力団関派尹来工に必当しないの	該当しない 該当する		
(4) 倒産していないか	倒産していない 倒産している		
(5)不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、	同意する 同意しない		
労働局が事業主名等公表することに同意するか			
(6) 国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受	無 有 → 補助金の名称		
給の有無について(本年度の状況)			

他の補助金の申請が有の場合、助成内容が分かる資料を添付してください。

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒000-0000

東京都千代田区霞が関 0-0-0

電話番号 03-××××-×××

(法人名) 一般社団法人東京都○○事業連合会

代表者職・氏名

会長 厚牛 太郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士 電話番号

(提出代行者・事務代理者 (法人名)

の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を「下間に申請者の任夕等を記載してください。

働き方改革推進支援助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報

事業実施予定期間を記入してください。 なお、事業計画で定める事業実施予定期 間を超えて事業は実施できません。(その 場合は計画の変更等が必要になります。)

(1)事業実施予定期間	5月19日から2月16日			
(2)成果目標	(事業実施前) 100事業主			
(3)の伝達状況により、周知が図られ	(事業実施後) 100事業主			
た構成事業主数を記載ください。	(参考)事業主団体等の2分の1			
	200 事業主団体×1/2= 100 事業主			

記

(3)改善事業の取組又は改善事業取組結果の伝達状況

伝達状況を記入頂くともに、伝達状況が分かる参 考資料を「資料1」として添付してください。

(記載例)

- ・会員誌に、セミナーで使用した資料及びそのポイントを掲載した記事を掲載し、構成事業主200社に配布した。
- ・HP に働き方改革の特集記事を掲載した。
- ・巡回指導時において、好事例集をとりまとめ、全構成事業主に配布した。
- ・相談会実施時において、相談が多かった項目をとりまとめ、構成事業主200社に配布した。
- ・共同で購入した介護器具について、利用方法の手順書をとりまとめ、構成事業主に配布した。
- ・委員会で展示会の開催結果、参加者からのアンケート結果を共有した。

(4)事業実施結果の効果検証、活用方法の検証

(記載例)

- ・展示会の開催について、委員会で意見を共有後、組合員及び参加者からは、次の意見・評価を得た。 (展示会そのものを単独企業では実施できないので、組合単位での実施は非常に有益だった/取引の主体 は東北地区であるが本事業により東京地区での新規販路開拓で役立った/商品と共に企業としてもアピール となり、今後の新規販路開拓のきっかけとなったなど)
- ・働き方改革に関するセミナーを計画通り開催し、構成事業主からのアンケートは9割以上の満足度を得た (別添参照)。また質疑応答では、賃金台帳の様式が欲しいとの照会があったので、別途様式集を作成、配 布するとともに助言を行った。

労働時間の管理に悩んでいる方には、時間外労働上限設定コースを案内した。

・外部専門家の巡回指導により、36協定の周知や、就業規則の整備に向けた助言を行った。 (主な改善事例)

A 社においては、季節による業務の繁閑があるため、変形労働時間制度の導入に係るアドバイスを行った。見直しに当たっては、シフトを変更する際の留意すべき点(変形労働時間制における連続労働日数、1日、1週間の労働時間数の限度等)についてのアドバイスや、労使の話し合いの機会を設けること、「働き方・休み方改善指標」の自己診断等を活用して現状把握・今後の取組を推進することなどについて助言した。

B社においては、年次有給休暇の取得率が低調であったことから、不効率な業務の廃止などのアドバイスや、閑散期における連続休暇取得の働きかけを行った。

- ・購入した設備を実際に使用したところ、導入前は、1件当たりの作業時間10分かかっていたところ、半分の5分に短縮され、1日当たり約1時間の短縮が図られた(別添資料参照)。
- ・事業主団体等が主催する合同採用説明会の開催に当たり、それぞれの構成事業主において、就業規則を変更し、所定労働時間の短縮や、勤務間インターバル制度の導入、テレワークの導入を行った。

その結果、テレワークを導入した企業において、新規採用1名を行うことができたことから、当該取組を 好事例として、構成事業主に横展開を図りたい。

> アンケート結果や、構成事業主からの意見、実際の改善事例などを具体的に記入頂くともに、 事業を実施したことが客観的に分かる参考資料 を「資料2」として添付してください。

(5)事業実施・費用の内訳の詳細	—————————————————————————————————————	
事業の内容	実施時期	所要額の内訳【 税抜 ・ 税込 】
① 市場調査の事業		
ア 調査項目の検討	7月	・印刷製本費 @200×200部=40,000
労働時間の現状を確認する		・通信運搬費 @140×200 社×往復=56,000
ため、別添の調査票を作成し、		・印刷製本費 @300×200部=60,000
〇月〇日に構成事業主に送付。		・雑役務費(改善事業推進員)
イ 実態調査・分析	7月~9月	@12,100×30 ⊟=363,000
〇月〇日までに、〇事業主か		(調査項目の検討 10 日、実態調査・分析 20 日)
ら調査票を回収し、分析を行		小計 519,000
い、別添のとおりとりまとめを	議事次第・セミ	 ナー資料、出席者名簿など事業を実施したことが客観
行った。		アー員杯、山市省石海など事業を失応したことが各既 資料を「資料2」として添付してください。
② セミナーの開催 (4回)		
ア 開催案内の送付	9月12日	・通信運搬費 @140×200 社× <u>2回</u> = <u>56,000</u>
【200社、各4回】	11月25日	(3回分をまとめて、案内したため)
3回分を9月12日にまとめて	計画上の金額と	会議費(会場借料)@150,000×4回=600,000
開催通知を行った後、11月25	異なる場合は理由を記入くださ	(· 会議費
日に追加開催の案内を送付し	い。	(出席者の変動による減)
た。		・印刷製本費 @100× <u>1,000</u> 名= <u>100,000</u>
イ セミナーの開催	10月10日	(出席者の変動による減)
構成事業主の働き方改革や、	11月19日	・講師謝金 @20,000×4 回=80,000
生産性向上に向けた取組を推	12月4日	・講師旅費 @1,500× <u>0 回</u> = <u>0</u>
進するため、外部専門家を講師	12月25日	(講師から不要の申出があったため)
として招き、以下のとおり、セ		・通信運搬費 @2,000×5箱×4回=40,000
ミナーを開催した。また、①の		・雑役務費(改善事業推進員)
実態調査の調査結果とポイン		@12,100×22 日 = 266,200
トについて改善事業推進から		(開催準備 18 日、会議の進行 4 日)
説明を行った。		・出席旅費 @1,000×4 回=4,000
なお、欠席者については、会報		・印刷製本費(会報誌(該当頁))
誌により周知を行った。		@100×200 部×4 回=80,000
・10月10日:議題 働き方改		小計 1,376,200
革に向けて活用が可能な助成	宇佐弗	田について、銀行振込座領事+>ドの毒田を
金について (参加者 250 名)	支出し	用について、銀行振込受領書などの費用を たことが確認できる書類や、領収書、納品 を「姿料っ」として添けしてください。
•11月19日:議題 労働時間	書などを「資料3」として添付してください。	
の短縮に向けた改善ポイント		
について (参加者 280名)		
・12月4日:議題「同一労働・		
同一賃金」のポイントについて		

(参加者 200 名)

・12月25日:議題「賃金引上げに向けたビジネスモデル開発、販路開拓に向けたマーケティング、ワークショップ」(参加者 270名)

ウ 会報誌への掲載 毎月 20 日発行の会報誌に掲載を行った。

③ 巡回指導、相談窓口の設置の事業

ア 巡回指導

②の通知に併せて、巡回指導の 申込み方法について説明を行い、9月20日から申し込みを 開始した。9月から12月28日 までの期間中、構成事業主52 社から巡回指導の申出があり、 外部専門家の個別指導による 支援を行った。

イ 相談会形式個別指導 当会の会議室の一画に相談ブースを設けて、9月12日、10日10日、11月7日、12月12日に相談会を実施した(1月9日は外部専門家に予定が合わず開催しなかった。) 期間中延べ165回の電話、来

④人材確保に向けた取組の事業

所相談対応を行った。

ア 説明会の実施(20社) 8月10日に説明会を行い、 人材確保に向けた労務環境の 整備ポイントを改善事業推進 員から助言。個別支援が必要な 9月~12月

·謝金 @20,000×<u>52 社</u>=<u>1,040,000</u>

· 旅費 212,000 (別添参照)

· 雑役務費(改善事業推進員)

 $@12,100\times16\ \boxminus = 193,600$

(申込み調整16日)

(計画上は50社を予定したが、52社の実施になった。 また、旅費は別添経路により、計画上の金額を下回った。)

・専門家謝金 @20,000×<u>4</u>回=<u>80,000</u>

・専門家旅費 @1,500×4回=6,000

小計 1,531,600

9月~1月

・会議費(会場借料) @50,000×1回=50,000

・会議費 @200×30 社=6,000

· 雑役務費(改善事業推進員)

 $@12,100 \times 4 \boxminus = 48,400$

(準備、当日対応4日)

8月10日

				T		
場合は③の巡回指導を観						
イ 求人サイトとの調整	隆・掲載	10月~11月		・委託費 @225,000×	2回=450,0	000
労務環境の整備状況を確認				•会議費(会場借料)	@125,00	0
し、一定水準を満たした10社				・会議費 @100,00	00	
を〇×求人誌に掲載を実施。				・広告宣伝費 @300,00	00	
うち、A 社、B 社で、	計3名			・雑役務費(改善事業推	進員)	
の採用につながった。		11月		@12,100	0×10 ⊟=1	21,000
ウ 採用説明会の開催						(調整 10 日)
11月 26日に△△で、	採用説					小計 1,200,400
明会を実施。実施に当た	さって、					
当法人の HP で周知する	るほか、					
O月O日にラジオ CM を	定実施。	≣ ₽ # !	あって	では、交付決定(又は変更承認	2) において	
エ 改善事例のとりまと	_め	1月 ・謝	金 1	.,180,000 円 267,500 円	2) IC0301C1	
労務管理の整備を行っ	たこと	と経	費区	307,500円 3分を定めているところ、③の 3を上回る 1,200,000 円とな		
で人材が確保された事	例をと	の変	更	(※)を行うことにより、経費	の流用が可能	ぎです。
りまとめ、HP に好事例	として		(:::/	謝金:1,180,000円+20,00 旅費:267,500円×0.T=20	5,750 円以内	であるため
発信した。						
(6)経費区分						
謝金 1,200,000 F		円	備品費		0円	
旅費		222,000	円	展示会出展費		0円
借損料		0	円	通信運搬費		152,000円
会議費		1,031,000	円	機械装置等購入費		0円
雑役務費		992,200	円	委託費		450,000円
広告宣伝費		300,000	円	原材料費		0円
印刷製本費		280,000	円	試作・実験費		0円
(7)所要額の合計						4,627,200円
(内訳)						
(8) 総事業費から収入	額を控除	した額				— 円
(内訳)					± = 7 ± 1)	
 総事業費				収入額が生じる場合は、内訳: 頂くとともに、算出過程が分: 		——————
 収入(見込)額		,	料を添付してください。		— 円	
(9) 上限額 (どちらか選択)			5,000,000円	/ (10,000,000円	
(10)国庫補助所要額						
〔(7)から(9)のいずれ	〔(7)から(9)のいずれか低い方の額が上限〕					_ 4,627,000 円
※1,000 円未満切捨						
1,000 円未満				未満は切り捨てとなります。		

【参考:作業日報の例】

改善事業推進員 作業日報

日時 令和6年8月7日

改善事業推進員氏名

鈴木 一郎

活動項目

市場調査の全体会議

活動内容

〇〇事業連合会労働時間等設定改善推進会議全体会議に出席し、司会進行をおこなった。 当日は、午後1時より会議開始であったため、午前中は会場設営や資料配布等の用務を 午前9時から開始し、午後1時から司会進行を行った。

会議では、〇〇事業連合会における今後の労働時間等設定改善事業の進め方や方針の策 定について、参加した会員企業から意見聴取するとともに、今後の方針について了解を得 た。

会議は午後4時で終了し、その後会場や資料の後片づけ等を行い、午後5時には業務を 終了した。

備考

次回会議は、令和6年9月29日。

令和7年4月26日

働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

東京 労 働 局 長 殿

事業主団体等又は代理人 住所 〒100-××××

電話番号03-1234-5678

(法人名) 一般社団法人東京都〇〇事業連合会

代表者職・氏名

会長 改善一郎

事業主団体等又は社会保険労 住所 〒

務士 電話番号

(提出代行者・事務代理者 (法人名)

の表示) 代表者職・氏名

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主団 体等の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同 則第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主団体等の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載し てください。

下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額 又は事業実績報告額

 支給決定通知書で通知された

 金額を記入してください。

2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

 金額が確認できる資料を添付してください。

3 添付資料

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること。

交付申請時の提出書類一覧

- ※書類は下記の番号順に整えて提出してください。
- ※書類が全て揃っていない場合には受理することができませんので、ご注意ください。
- ※この他、審査に必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

番号	書類名	部数	備考
1	交付申請書(様式第1号)	原本1部	
2	事業実施計画(様式第1号別添)	原本1部	
3	構成事業主名簿(様式第1号別添別紙)、協定書(共同事業主の場合に限る)	写し1部	支給要領第1の1(2)の「中小企業 事業主占める割合が、構成事業主全体 の2分の1を超えていること」を確認 するものとなります。 なお、当該要件を確認できる場合に は、様式第1号別添別紙以外の既存の 会員名簿等を添付していただいて構い ません。 また、中小企業事業主の分類を確認 するに当たり、相当程度の時間を要す る場合において、支給要領第1の1 (1)①アからオに該当する事業主団 体については、それぞれの根拠法上に おける目的等に鑑み、申請手続の簡素 化の観点から、「中小企業事業主の占め る割合が、構成事業主全体の2分の1 を超える」旨を署名すること等により、 要件を満たすこととして取扱います。
4	定款、会則等(1年以上の活動実績が分かる 書類、事業活動状況に問題がないことが分かる 書類)	写し1部	①支給要領第1の1(1)事業主団体又は共同事業主の「1年以上の活動実績」の要件を確認するものとなります。 ②支給要領第1の1(3)の「事業活動状況に問題がないこと」の要件を確認するものとなります。
5	直近2年間(2年に満たない場合は直近 1年間)の収支決算書	写し1部	支給要領第1の1(3)の「事業活動状況に問題がないこと」や、「事業主団体の財政が健全であること」の要件を確認するものとなります。
6	見積書(事業を実施するために必要な経費の算出根拠が分かる資料、必要に応じて導入する機器等の内容が分かる資料) ※見積書の発行を受けることができない場合、例外的に見積書以外の資料によることを認める場合があります。 ※「事業主団体等及び申請代理人(これらの者の関連企業(一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る)を含む)」を事業の受注者とした場合は、不支給となります。	写し1部	①金額が適正な水準のものか確認する必要があるため、1件当たり10万円以上を要するものについては、2社以上から見積もりを取り、提出してください。 ※複数提出できない場合は、金額が適正な水準であることが確認できる資料を提出してください。 ②採用する見積書の右上に【資料 b】と付してください。 ※複数の製品・サービスについて申請する場合には、製品・サービス毎に番号(資料1-a、資料1-b、資料2-a、資料2-b等)を付してください。

交付申請チェックリスト

様式第	第1号、添付書類関係
	申請事業主団体等の名称を記入しているか。
	申請事業主団体等の分類は適切に記載されているか。
	申請事業主団体等の活動内容についてその概要を記載しているか。(1年以上の活動
0	D実績)
	申請事業主団体等は労災保険法の適用事業主に該当しているか。
	申請事業主団体等が共同事業主の場合、協定書(10 社以上)を締結しているか。
	構成事業主の一覧等を添付しているか。
	「2 事業の内容及び目的」について、支給対象の事業を1つ以上選択しているか。
	「4 消費税の適用に関する事項」について、選択した内容と、「働き方改革推進支援
	助成金事業実施計画」(様式第1号別添)の所要額の内容に齟齬はないか。
	支給要領に定める不支給等要件に該当していないか。
	「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」(様式第1号別添)を添付しているか。
様式算	第1号別添
	事業実施予定期間は余裕を持った期間を設定しているか。
	成果目標は、構成事業主の2分の1以上を設定しているか。
	改善事業推進員の氏名を記入しているか。
	事業内容、事業の目的、実施予定時期、所要額の内訳を、具体的に記入しているか。
	経費の算出根拠が分かる資料(見積書)を添付しているか。
	契約形態が事業実施予定期間を超える契約の場合、年額、月額料金等については、事
	業実施予定期間に係る料金のみとしているか(年額の場合は月割りしてあるか)。
	助成対象ではない経費を含めていないか(働き方改革推進支援助成金支給要領の別紙
	の経費か)。
	事業実施予定期間中に実際に負担する料金のみを記入しているか。
	経費区分を適切に記載しているか。
	「(5)所要額の積算根拠等」の所要額の内訳の合計額と、「(6)経費区分」の合計額が一
	致するか。
	収入額(見込み含む)が発生する場合、見込額の内訳を添付しているか。
	国庫補助所要額が、1,000円未満切捨てとなっているか。
そのか	to the second se
	_ 「交付申請時の提出書類一覧」記載の資料をすべて添付しているか。
	その他、「申請書類等の書き方と留意点」に基づいて記入しているか。
	支給要領で規定する併給調整に該当する事業主団体等ではないか。

事業実施計画変更申請時の提出書類一覧

- ※書類は下記の番号順に整えて提出してください。
- ※書類が全て揃っていない場合には受理することができませんので、ご注意ください。
- ※この他、審査に必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

番号	書類名	部数	備考
1	事業実施計画変更申請書(様式第4号)	原本1部	
2	事業実施計画(変更)(様式第4号別添)	原本1部	
3	見積書(変更後の事業を実施するために必要な経費の算出根拠が分かる資料、必要に応じて導入する機器等の内容が分かる資料) ※見積書の発行を受けることができない場合、例外的に見積書以外の資料によることを認める場合があります。 ※「事業主団体等及び申請代理人(これらの者の関連企業(一方が他方の経営を実質的に支配していると認められる場合に限る)を含む)」を事業の受注者とした場合は、不支給となります。	写し1部	該当する場合のみ ①見積書は、金額が適正な水準のものか 確認する必要があるため、1件当たり10 万円以上を要するものについては、複数 提出してください。※複数提出できない場合 は、金額が適正な水準であることが確認できる資 料を提出してください。 ②採用する見積書の右上に【資料 a 】、相 見積書の右上に【資料 b 】と付してください。 ※複数の製品・サービスについて申請する場合には、製品・サービス毎に番号(資料1-a、資料1-b、資料2-a、資料2-b等)をして ください。

変更申請チェックリスト

1	-	······································
		申請事業主等の名称を記入しているか
		記入漏れの項目はないか。

样式第4号别添

様式第4号

棣式這	R4号別為
	記入漏れの項目はないか。
	「(4) 事業実施の必要性・目的」に変更がある場合、別紙に実施事項、事業の必要性、実施予定時期、
	所要額の内訳を具体的に記入しているか。
	経費の算出根拠が分かる資料(見積書)を添付しているか。(該当する場合のみ)
	事業実施予定期間中に実際に負担する料金のみを記入しているか。
	契約期間が事業実施予定期間を超える契約の場合、年額、月額料金等を事業実施予定期間に係る料金の
	みとしているか(年額の場合は月割りしてあるか)。
	助成対象ではない経費を含めていないか(働き方改革推進支援助成金支給要領の別紙の経費か)。
	経費区分を適切に記載しているか。
	「(5)所要額の積算根拠等」の所要額の内訳の合計額と、「(6)経費区分」の合計額が一致するか。
	国庫補助所要額が、1,000円未満切捨てとなっているか。
その作	
	」 「事業実施計画変更申請時の提出書類一覧」記載の資料をすべて添付しているか。
	その他、「申請書類等の書き方と留意点」に基づいて記入しているか。

支給申請時の提出書類一覧

- ※書類は下記の番号順に整えて提出してください。
- ※書類が全て揃っていない場合には受理することができませんので、ご注意ください。
- ※この他、審査に必要な書類を提出していただく場合がありますので、ご承知おきください。

番号	書類名	部数	備考
1	支給申請書(様式第 10 号)	原本1部	
2	国や地方公共団体からの他の補助金を受けている場合、 他の補助金の助成内容が分かる資料(他の補助金の申請 書及び交付決定通知書など)	写し1部	該当する場合のみ 資料右上に【資料 A 】と 付してください
3	事業実施結果報告書(様式第 11 号)	原本1部	
4	成果目標の取組状況に関する証拠書類(会報誌、メルマガ、HPの写し、好事例報告書など)	写し1部	資料右上に【資料1】 と付してください(注)
5	改善事業実施の効果検証、活用方法の検証、事業を実施 したことが客観的に分かる資料(※1)	写し1部	資料右上に【資料2】 と付してください(注)
6	事業の実施に要した費用を支出したことが確認できる 書類(銀行振込受領書、領収書、請求書、日報、契約書、 雇用契約書(写)など)(※2)	写し1部	資料右上に【資料3】 と付してください(注)

注) 資料が複数種類に及ぶ場合は「1-①」等、枝番号を付してください

※1 添付資料例

	- 11 Martin 1791
事業内容	添付資料例
市場調査の事業	調査票、調査結果資料、マニュアル
ビジネスモデル開発、実験の事業	試作品の写真、打ち合わせ記録、実験結果
材料費、低減実験の事業	実験結果報告書、実験時の写真
下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の 設定の改善に向けた取引先等の調整の事業	取決め文書、会議議事録、会議風景の写真
販路の拡大等の実現を図るための展示会の開催 及び出展の事業	展示会開催の写真、アンケート調査結果
好事例の収集、普及啓発の事業	ヒアリング調査、好事例集、普及啓発に係る HP の写し
セミナーの開催の事業	研修次第、セミナー資料、出席者名簿、セミナー 風景の写真、アンケート調査実施結果
巡回指導、相談窓口の設置の事業	コンサルティングの結果報告書、相談票の写し、 相談会の風景の写真、満足度調査
共同機器の導入・更新の事業	納品書、機器等の導入・更新が確認できる資料 (導入した機器の写真等)、利用に当たっての手 順書
人材確保に向けた取組の事業	掲載した求人誌等の写し、採用説明会の写真

^{※2} 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実(支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等)を証明できるものを提出してください。

支給申請チェックリスト

様式第 10 号
□ 申請事業主等の名称を記入しているか。
□ 記入漏れの項目はないか。
□ 助成金申請額が、交付決定通知書(計画を変更した場合は事業実施計画変更承認通知
書)で承認された助成金の額を上回っていないか。
□ 働き方改革推進支援助成金支給要領に定める不支給等要件に該当していないか。
□ 他の補助金の申請、受給が有りの場合、当該補助金は同一の措置内容に対するもので
はないか。
様式第 11 号 □ 申請事業主等の名称を記入しているか。
□ 中間事業主等の名称で記入しているが。 □ 記入漏れの項目はないか。
□ 成果目標の取組状況についての証拠書類を添付しているか。
□ 事業の詳細について、実施内容を具体的に記入しているか。
□ 事業の評価について、実施が音で具体的に記べしているか。 □ 実施した事業の内容は計画どおりとなっているか。(計画通りに実施できなかった場
一
□ 費用の内訳は、実施した事業内容ごとに単価・個数等の詳細を記入しているか。
□ 最内の内部では、実施した事業内容ととに単価・個数等の計画を記入しているか。 □ 記入した単価・個数等は、添付資料や実施した事業内容に記入した内容等により、根
□ 記入した手価・個数等は、赤門真符で失過した事業が品に記入したが出等により、位 拠を確認できるか。
□ 交付決定日から支給申請書提出日までに実際に負担した料金のみを記入しているか。
□ 契約形態が事業実施予定期間を超える契約の場合、年額、月額料金等については、事
業実施予定期間に係る料金のみとしているか(年額の場合は月割りしてあるか)。
□ 助成対象ではない経費を含めていないか(働き方改革推進支援助成金支給要領の別組
の経費か)。
□ 添付された領収書等に不適切なものはないか(日付が交付決定日以前のもの等)。
□ 経費の配分の変更を行う場合、経費の区分の相互間において、いずれか低い方の
10%未満であるか。
その他
□□「支給申請時の提出書類一覧」記載の資料をすべて添付しているか。
□ その他、「申請書類等の書き方と留意点」に基づいて記入しているか。

都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))所在地一覧

労働局	郵便番号	り (年川)状況 * 20 寸印 (主/) /川上心 所在地	見 電話番号
01北海道労働局	∓ 060 − 8566	77 L A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	011-788-7874
02青森労働局	∓ 030 − 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-6651
03岩手労働局	〒 020 − 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010 022-299-8834
04宮城労働局	〒 983 − 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8844
05秋田労働局	〒 010 − 0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
06山形労働局	〒 990 − 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	〒 960 − 8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-2777
08茨城労働局	〒 310 − 0801	水戸市桜川2-5-7MシティビルⅢ1階	029-246-6371
09栃木労働局	〒 320 − 0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10群馬労働局	〒 371 − 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11埼玉労働局	〒 330 − 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	〒 260 − 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860
13東京労働局	〒 102 − 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6893-1100
14神奈川労働局	〒 231 − 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15新潟労働局	〒 950 − 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16富山労働局	〒 930 − 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2728
17石川労働局	〒 920 − 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	〒 910 − 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19山梨労働局	〒 400 − 8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	〒 380 − 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21岐阜労働局	〒 500 − 8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	〒 420 − 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-254-6320
23愛知労働局	〒 460 − 8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24三重労働局	〒 514 − 8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978
25滋賀労働局	〒 520 − 0806	大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26京都労働局	〒 604 − 0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-275-8087
27大阪労働局	〒 540 − 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28兵庫労働局	〒 650 − 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
29奈良労働局	〒 630 − 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒 640 − 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒 680 − 8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1701
32島根労働局	〒 690 − 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒 700 − 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34広島労働局	〒 730 − 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒 753 − 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒 770 − 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒 760 − 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38愛媛労働局	∓ 790 − 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	⊤ 781 − 9548	高知市南金田1番39号 4階	089-933-3222
40福岡労働局	781 − 9348 ∓ 812 − 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4717
41佐賀労働局	↑ 812 − 0013 〒 840 − 0801	福岡 川	092-411-4717
42長崎労働局		長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	∓ 860 − 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒 870 − 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアブラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒 880 − 0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒 892 − 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47沖縄労働局	〒 900 − 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403



働き方改革推進支援助成金交付要綱 (団体推進コース)

(通 則)

第1条 働き方改革推進支援助成金団体推進コース(以下「助成金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及び厚生労働省所管補

厚生省 助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、 この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、中小企業事業主の団体又はその連合団体(以下「事業主団体等」という。)が、その傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主(以下「構成事業主」という。)の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した事業主団体等に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

- 第3条 この助成金は、別途定める事業主団体等が、以下に掲げる事業(以下「改善事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として第2項で定める経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内で助成金を交付する。なお、予算を超過するおそれがある場合、第5条の交付決定を行わない場合がある。
 - (1) 市場調査の事業
 - (2) 新ビジネスモデル開発、実験の事業
 - (3) 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
 - (4) 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
 - (5) 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業

- (6) 好事例の収集、普及啓発の事業
- (7) セミナー(勤務間インターバルに係る事項を含む。)の開催等の事業
- (8) 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- (9) 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- (10) 人材確保に向けた取組の事業
- 2 助成対象経費の区分は、前項に掲げる経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、展示会等出展費、通信運搬費、機械装置等購入費、委託費、原材料費、試作・実験費とする。

ただし、原材料費、試作・実験費については、試作・開発を目的 とするものに限る。

3 事業主団体等は、第1項の改善事業を実施するに当たり、成果目標を設定し、その達成に向けたものとすること。

成果目標は、改善事業の取組内容について、事業主団体等が事業 実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事 業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は 取組結果を活用すること。

- 4 補助率は定額、1事業主団体等当たりの上限額は500万円とする。 ただし、別途定める「都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する中小企業事業主団体等」に該当する場合は、1事業主団体等 当たりの上限額を1,000万円とする。
- 5 助成金の交付額は、第1項(1)から(10)までの事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額及び総事業費から収入額(寄付金を除く。)を控除した額並びに第4項の上限額のいずれか低い方の額を交付額とする。

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請手続)

- 第4条 この助成金の交付を受けようとする事業主団体等は、様式第 1号「働き方改革推進支援助成金交付申請書」(以下「交付申請 書」という。)を事業実施年度の11月29日までに事業主団体等の所 在地を管轄する都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に 提出しなければならない。
- 2 事業主団体等は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって

は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税 額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年 法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額を いう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して交付申請 しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除 税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定等)

- 第5条 労働局長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、申請の内容が適当であると認めた場合は、交付の決定を行い、様式第2号「働き方改革推進支援助成金交付決定通知書」により、また、改善事業を実施することが適当でないと認めた場合は、不交付の決定を行い、様式第3号「働き方改革推進支援助成金不交付決定通知書」により、当該事業主団体等に通知するものとする。
- 2 労働局長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第 2項により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付 申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時 は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 労働局長は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 労働局長は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1 月以内に交付又は不交付のいずれかの決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 事業主団体等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 改善事業を行う事業主団体等(以下「改善事業実施団体等」

という。) は改善事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間等)

第8条 改善事業実施団体等が改善事業を実施することができる期間 は、交付決定の日から当該交付決定の属する年度の2月14日までと し、改善事業を実施する期間(以下「事業実施予定期間」とい う。)は、事業主団体等が事業実施計画において指定する。

(交付決定内容の変更)

- 第9条 改善事業実施団体等は、第5条第1項の交付決定を受けた内容を変更(軽微な変更又は、経費の配分の10%未満である場合を除く。)しようとする場合は、あらかじめ様式第4号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。
- 3 労働局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更通知書」により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更不承認通知書」により、改善事業実施団体等に通知するものとする。
- 4 労働局長は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定 の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(改善事業の自主的な中止又は廃止)

- 第10条 改善事業実施団体等は、改善事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第7号「働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 労働局長は、前項の承認をしたときは、様式第7号の2「働き方 改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」により、改善事業

実施団体等に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 改善事業実施団体等は改善事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号「働き方改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書」を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 改善事業実施団体等は改善事業の遂行及び支出状況について、労働局長から報告を求められたときは、速やかに様式第9号「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」を労働局長に提出しなければならない。

(支給申請手続及び実績報告)

- 第13条 改善事業実施団体等は、事業が終了したときは、第8条の事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、様式第10号「働き方改革推進支援助成金支給申請書」(以下「支給申請書」という。)及び様式第11号「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」(以下「報告書」という。)を、労働局長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において支給申請書及び報告書の提出期限について、 労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 改善事業実施団体等は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕 入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 労働局長は、前条の申請及び報告を受けた場合には、支給申請書及び報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請及び報告に係る改善事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容又は第9条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件(以下「助成金の交付の決定の内容等」という。)に適合す

ると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第12号 「働き方改革推進支援助成金支給決定通知書」により、助成金の交 付の決定内容等に適合しないと認めたときは、様式第13号「働き方 改革推進支援助成金不支給決定通知書」により、改善事業実施団体 等に通知する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第15条 改善事業実施団体等は、改善事業完了後に、消費税及び地方 消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、 様式第14号「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴 う報告書」により速やかに、遅くとも改善事業完了日の属する年度 の翌々年度6月30日までに労働局長に報告しなければならない。た だし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合に は、この限りでない。
- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除 税額の全部又は一部の返還を命ずる(仕入控除額が0円の場合を除 く。)。
- 3 第2項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 労働局長は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部 若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 改善事業実施団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 改善事業実施団体等が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとした場合
 - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 労働局長は、前項の(1)から(3)までに該当するとして交付決定の 全部若しくは一部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2 「働き方改革推進支援助成金交付決定取消・変更通知書」によ り、改善事業実施団体等に通知する。

- 3 労働局長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消 しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付し て当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 労働局長は、前項の返還を命ずるときは、様式第15条「働き方改 革推進支援助成金返還決定通知書」により、改善事業実施団体等 に通知する。
- 5 労働局長は、第3項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第3項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 7 労働局長は、第1項の取消しをした場合において、改善事業実施 団体等又は構成事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なも のであると認められる場合、(1)から(4)までの事項を公表 する。
 - (1) 不正受給を行った改善事業実施団体等の名称及び代表者氏名
 - (2) 不正受給に係る事業場の名称、所在地及び事業概要
 - (3) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況
 - (4) 事業主の行った不正の内容

(財産の管理)

- 第17条 改善事業実施団体等は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、改善事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 所得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生 労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加 価格が30万円を超える機械、重要な器具その他の財産とする。

- 2 改善事業実施団体等は、施行令第14条第1項第2号の規定により 厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得 財産等を処分するときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなけれ ばならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

- 第19条 改善事業実施団体等は、改善事業についての収支簿を備え、 他の経理と区分して改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金 の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 改善事業実施団体等は、前項の支出額について、その支出内容を 証する書類を整備して前項の収支簿とともに推進事業の完了の日の 属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業 により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間 を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第 1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する 日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第20条 事業主団体等又は改善事業実施団体等は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項の規定に基づく計画の内容の変更、第10条第1項の規定に基づく改善事業の中止又は廃止、第11条の規定に基づく事業遅延の届出、第12条の規定に基づく状況報告、第13条第1項の規定に基づく支給申請手続及び実績報告、第15条第1項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第18条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第21条 労働局長は、第4条の規定により行われた交付申請等に係る 第5条第1項の規定に基づく交付決定等、第9条第1項の規定に基 づく承認、第10条第1項に基づく承認、第14条に基づく支給決定 等、第15条第2項の規定に基づく返還命令、第16条第1項の規定に 基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還命令、第17条第2項の規定に基づく納付命令(第18条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は第18条第2項の規定に基づく承認について、事業主団体等又は改善事業実施団体等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第22条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働 基準局長が別途定める。

(附則)

この要綱の規定は、令和6年4月1日以降の交付申請から適用する。